第446回(定例)福崎町議会会議録

平成 2 4 年 9 月 2 7 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成24年9月27日、第446回(定例)福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1.	出席議員	16名									
	1番	北	Щ	孝	彦		9番	宮	内	富	夫
	2番	牛	尾	雅	_	1	0番	釜	坂	道	弘
	3番	石	野	光	市	1	1番	東	森	修	_
	4番	小	林		博	1	2番	富	田	昭	市
	5番	志	水	正	幸	1	3番	城	谷	英	之
	6 番	福	永	繁		1	4番	吉	識	定	和
	7番	前	Ш	裕	量	1	5番	高	井	或	年
	8番	難	波	靖	通	1	6番	松	岡	秀	人

- 1. 欠席議員(な し)
- 1. 事務局より出席した職員

事務局長志水利雄主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

 \equiv 町 長 田正 義 副 町 長 橋 本 省 育 長 寄 十 郎 監 西 Ш 尚 浩 教 髙 技 民生参事兼健康福祉課長 牛 尾 敏 博 総 務 課 長 尾 崹 晴 吉 企画財政課長 永 聡 務 課 長 中塚 彦 税 保 福 成 田 会 計 管 理 者 松伸 __ 住民生活課長補佐 邦 造 高 まちづくり課長 國 明 仁 業 課 長 近 藤 博 之 産 下水道課長 井 上 茂 樹 水 道 課 長 長 澤 茂 弘 社会教育課長 山 下 健 介 学校教育課長 山本 欽 也

1. 議事日程

第 1 一般質問

- 1. 本日の会議に付した事件 日程第 1 一般質問
- 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員数は16名でございます。 定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議 長 それでは、日程により一般質問を続けてまいります。

6番目の通告者は、宮内富夫君であります。

- 1. 財務書類で見る町財政について
- 2. 道路行政について

以上、宮内議員どうぞ。

宮内富夫議員 議場の皆さん、おはようございます。通告の順番に従い、議席番号9番、宮内 富夫。議長の案内のとおり、財務諸表で見る町財政についてと道路行政について、 質問を行います。

さて、公会計制度は自治体にも企業会計的手法の導入が必要とされるようになり、当町は旧総務省モデルで報告されていましたが、21年度より総務省方式改訂モデルにより報告されるようになりましたことは、皆さんご承知のとおりと思います。残念ながら、私の手もとには22年度の――平成23年3月31日現在の資料しかありません。23年度の決算審査を行っている議会に、1年前の資料であります。同時期に23年度の財務書類があればタイムリーですが、23年度の財務資料は、いつごろこの書類が報告されるのでしょうか。

企画財政課長 23年度決算に基づく財務4表の作成についてでありますけれども、決算認定 までに出せないかということは、この本会議の場でもご指摘をいただいたところ でございます。努力をしてるわけでございますが、財務4表は大変複雑なつくり となっておりまして、現在、作成を行っておるところでありまして、まだ公表す る状況には至っておりません。

公表のめどでございますけれども、普通会計 4 表につきましては、できれば当初予算の算定に入ります 1 1 月までに、連結の 4 表につきましては年度内を目標として作業を進めておるところでございます。

宮内富夫議員 まだなかなか仕組みが難しいのでできないと、こういう答弁でございますが、 財産管理システムを導入されていると、このように聞き及んでおりますので、電 算化なれば、もう少しピッチを上げてお願いをしたいと、このように思うわけで ございます。11月にというのをまた見させていただきたいと、このように思っ ております。

> 次に、20年度、福崎幼児園、22年度ですか、田原幼児園が完成しています。 幼児園は、有形固定資産の中のどれに入るのでしょうか。

- 企画財政課長 総務省方式改訂モデルでは、昭和44年度以降の決算統計データを有形固定資産に使うことが認められておりまして、分類としまして、「生活インフラ・国土保全」、「教育」、「福祉」、「環境衛生」、「産業振興」、「消防」、「総務」の7項目に分類することになっております。幼児園は児童福祉費に予算計上しておりますので、福祉に集計されることになります。
- 宮内富夫議員 貸借対照表の資産の部の1。公共資産において、今お答えいただきました教育、 福祉、総務の資産において、耐用年数が過ぎている施設はあるでしょうか。あれ ば、お答えください。
- 企画財政課長 公共資産の中の教育、福祉、総務の資産で、耐用年数が過ぎてるものということでございますけれども、教育につきましては、教育費の耐用年数は50年と定められておりますので、耐用年数を過ぎた施設はございません。

福祉につきましては、保育所が民生費で、耐用年数は30年でございます。八千種保育所は昭和41年建築でございまして、現在46年たっておりますので耐用年数を過ぎております。また、高岡保育所につきましても、昭和44年建設でございますので、現在43年経過をしております。

あと、民生費の、その他の施設でございますが、耐用年数は25年と定められております。老人ホームの福寿園でありますが、昭和53年に改築をしておりま

すので、34年を経過し、耐用年数を過ぎているところでございます。

また、総務費につきましては、耐用年数50年でございますので、耐用年数を 過ぎた施設はございません。

宮内富夫議員 今お聞きしましたら、保育所は耐用年数が過ぎているということでございますが、これはもう、幼児園に向けて今進んでおられますので、また新しくなるということでございますし、あと――老人ホームですか、これも一度大きく改修されて、また改造されたので、長寿命化を図られているということでございまして、耐用年数につきましては、まだ過ぎているものがあれば、これはもうすぐに解消されると、こういうことかと思います。

これにつきまして、この22年度の財務書類の47ページの、資産老朽化比率 についてお尋ねをしていきたいと、このように思います。

庁舎につきましては今説明がありましたように、耐用年数50年となっておりますが、もう40年は過ぎていると思います。老朽化が進んでいると思いますが、耐震工事などを行い、長寿命化を図るのは検討されておられるのでしょうか。

企画財政課長 役場庁舎につきましては、防災拠点施設でもございますので、早急な耐震化に 向けて現在、検討を進めておるところでございます。

宮内富夫議員 まだ「何年をめどに」とか、そういうような目途はまだ考えておられませんか。 企画財政課長 具体的な年度は決めておりませんが、有利な財源であります地方債の活用など も検討しながら進めておるところでございます。

宮内富夫議員 次に、比較的私が見た目で古い――老朽化が進んでいるということでございますが、文化センター、体育館については老朽化の耐用年数が50年ですか、教育施設ということでございますが、これは今、建築後どれぐらい経過しているのでしょうか。

企画財政課長 文化センターにつきましては、昭和45年建築で、42年の経過でございます。 また、第1体育館につきましては昭和50年で、37年の経過となっております。

宮内富夫議員 文化センターも、今の状況では庁舎と同じぐらい経過しているということかと 思いますが、50年といいましたらもう、一度に庁舎、文化センターと耐用年数 が来るわけでございますが、もう7年とか5年とか、耐用年数が一つの、長寿命 化を考えたり新築を考えたりするときのめどかと、このように思うわけですね。 それにつきまして、もう後5年、6年のうちにこういう計画を立てていかなけれ ばならないかと、このように考えますが、そういうことについてはいかがなもの でしょうか。

企画財政課長 文化センター、体育館などの耐震結果も踏まえながら、優先順位をつけまして、 順次、整備を進めていきたいと考えております。

宮内富夫議員 文化センターにつきましては今回の補正予算で、空調施設を改修すると上がっておりました。また次は耐震ということでございます。体育館、文化センター、庁舎につきましては、防災という面から考えますと非常に大事なところかと、このように思いますので、早急にそのような計画を立てていただきまして――いろいろ次々と、議員が「あれもつくれ、これもつくれ」と言いますが、大事な施設で、防災面ということを考えれば、早く耐震化とか長寿命化を図っていただきますよう、願うわけでございます。

体育館につきましても、昭和50年ということになっております。これも37年という形でございます。まだ13年あるわけでございますが、体育館につきましても、西治地区も新築を要望しておりますので、そのようなものの考え方もできようかと思いますので、もう後は10年というような形でございますが、早い目に――これも防災では非常に大事な施設でございますので、よろしくお願いを

いたします。

2点目ですが、売却可能資産ですが、443回の議会で遊休資産のお尋ねをいたしましたが、重複すると思いますがご了承いただきたいと、このようにお願いするわけでございます。

21年度の売却可能価額より、修正により216万7,000円減少しておりますが、どの物件も約2%程度の減少でございます。不動産価格は一律に値下がりするとは考えにくいように思います。条件によっては格差があると私は考えます。なぜこのように減少が一律に近い数値になったのでしょうか。本当の売却価格となっていないように思いますが、当局のご見解をお願いいたします。

企画財政課長 売却可能資産につきましては、平成21年度に計上したものを、地価公示によりまして時点修正を行っております。それぞれの土地ごとに時点修正を行っておりますので、一律2%の減少ではございません。それぞれ申し上げますと、福崎南保育所の跡地につきましてはマイナス1.6%、旧の福崎保育所につきましてはマイナス2.1%でございます。大貫山王住宅跡地につきましてはマイナス1.7%、高岡小学校のポンプ跡地につきましてはマイナス1.3%となっております。

この地価公示価格の一例を申し上げますと、福崎保育所の跡地の場合でございましたら、福田字野添470番19の公示価格となります。この公示価格は平成 21年1月1日が1平方メートル当たり7万700円でございましたが、22年 1月1日が6万9,100円、23年1月1日が6万7,500円となっておりまして、この価格から時点修正率を求めて計算をしております。

宮内富夫議員 基準地価格ですか、そういうように今お聞きしたわけでございますが、売却可能資産ですから、実勢価格というのが一つの目安になろうかと思います。このようなもので不動産鑑定士を入れて、実勢価格を出せと言われても、非常にその分のほうが費用が高くなるかと、このように思うわけでございますが、そのあたりの取引事例とか、いろんな価格の方法があると思いますので、本当にこの価格で売却可能なのかということに疑問を持つわけでございますが、そこらあたりを今後、売却可能資産につきましては、実勢価格に近いような価格で提示を一一資産計上ですか、これをお願いしたいと思うわけでございます。

それともう1点、取得価額の欄に空欄がありますが、これは古いということで、 取得価額が不明というように理解してよろしいのでしょうか。

企画財政課長 取得価額が空欄になってる売却可能資産でございますが、ご指摘のとおり昭和 44年以前に取得した物件で、取得価額が不明なものでございます。

総務省の財務書類の記載要領で、取得価額が不明な場合は所得価額をゼロとするとされておりますので、そのように従って、ゼロとさせていただいております。宮内富夫議員 売却可能資産明細表でございますが、今言ったとおりでございますが、以前に福崎南保育所の跡地――西治字下野添 5 5 2 番と 5 5 4 番の 5 の 2 カ所。場所は1カ所でございますが、筆数は2カ所と、このようにしておりますが、これは一度公売にかけられましたが不調ということでございました。本当に今の価格で売れば――以前に遊休地のところで副町長からご答弁をいただいておりますので、これ以上はお聞きしませんが、本来、遊休地がなかなか売却できないというようなことになりましたら、有効利用というのが必要ではないかと、このように考えるわけでございます。本来行政が果たすべき事業――参画と協働を進める上でも、例えばNPO法人とか公益法人とか、そういう法人などへこの遊休資産とか売却可能資産を提供していただきまして、行政の一翼を担っていただくというようなことになれば、自律(立)のまちづくりができるのではないかと、このように考

えるわけですが、その辺はいかがなものでしょうか。

この要因についてご説明をお願いいたします。

- 企画財政課長 ご指摘のとおりだと思います。売却可能資産を初めとした遊休地につきましては、売却が可能なものはできるだけ進めて、売却をしていくという方針でございます。今おっしゃったようにNPOとか、遊休資産をまちづくりの観点から好ましい活用を図っていただけるという方策がありましたら、ぜひご提案をいただきたいと考えております。
- 宮内富夫議員 ありがとうございます。また私も毎日目につくところですから、気になって気になって。付近の方から大勢、いろいろお伺いいたしますので、ぜひともそのようなことがありましたらひとつお願いをいたしたいと、このように思います。 次に、「普通会計の将来負担に関する情報」ですが、21年度、22年度と毎年の推移が一一「普通会計が将来負担すべき実質的な負債」についてでございますが、21年度は74億399万円、22年度が64億2,436万円、23年度が57億1,344万6,000円と、このように将来に関する実質負担額、これが減っているわけですが、将来に負担を残さないということで、いい方向へ向いてると私は大変評価したいと、このように思うわけでございますが、これを

見ましたら、公営事業地方債負担見込額、これが減っているわけでございますが、

- 企画財政課長 将来負担比率——特に22年度と23年度の改善要因の一つに、今おっしゃいました地方公営企業に対する繰出見込額の減少というのがございます。これは特に公共下水道事業に対しまして一般会計から繰り出しを行うわけですが、その繰出金が、公共下水道の地方債の償還にどれだけあてられたかという率を出しまして、それで下水道全体の地方債の借金の額、それにその率を掛けて、将来どれだけ負担をするかというものを求めるわけでございますけれども、その率が計算上、下がってきたと。その要因としましては、下水道の進捗に伴ってつなぎ込みをしていただく方もふえまして、料金収入の増加も一つの要因であると考えております。
- 宮内富夫議員 これを見ましたら、下水道をつなげて利用率を高めれば、稼働率を高めれば将来負担すべき負債が減ってくると、こういうことですね。もっともっと――どない言うんですか、下水道もほぼ完成いたしましたんで、利用率の向上をお願いいたします。

次にもう1点。お聞きしにくいんですけども、退職手当引当金についてでございますが、これにつきましては23年3月31日現在、16億6,794万6,000円と、このようになっております。これは町長以下全員の方がやめられたときの、全員の退職金いうように理解してよろしいんでしょうか。

- 企画財政課長 退職手当引当金につきましてはご指摘のとおり、在籍する全職員が自己都合で 退職するものと仮定した場合に支払うべき退職手当の額を示しております。この 額が11億4,912万円ございまして、後、16億円との差額であります5億 1,883万円につきましては、福崎町は退職手当組合に加入しておりますが、 団塊世代の大量退職の関係で積み立てが不足となっております。その額を足した 合計額16億6,795万円。これを引当金として計上しているものでございま す。
- 宮内富夫議員 今、退職組合に加入されているということをお聞きしたんですけども、今後この数字が——団塊の世代とか、そういう方が退職されましたんで、この数字が退職組合に加入されておられれば、引当金が減ってくると、こういう方向に向かうわけでしょうか。
- 企画財政課長 退職手当引当金につきましては、今後――2年後、3年後に職員の退職を控え

ておりますので、その後は一旦はふえるということになります。その後の数年間を使いまして調整をして減らしていくということで、一時的にはふえていくだろうと考えております。

- 宮内富夫議員 こういうのを一般の町民が見られましたら、「退職金をようけ払わんなんねやな」と、「1人当たりに、個人に直したら4万何某かのお金が個人の将来負担にかかってくるんだ」と、こういうように見られるわけなんですね。こういうのはなかなか財政的に難しいかと思いますが、例え幾らかでも毎年積み立てていくと、こういうような方向性は打ち出されないものかと、このように考えるわけでございますが、いかがなもんでしょうか。
- 企画財政課長 福崎町は退職手当組合の加入で、そこで退職金の処理をしておりますので、独 自に積み立てるということはございません。
- 宮内富夫議員 次にこの報告書の48ページの、受益者負担比率についてお尋ねをしたいと、 このように思います。

21年度は6%、22年度は6.4%と、2%から8%以内が平均的な範囲ということになっております。近年、税収の減が見込まれる中で、自主財源として使用料・手数料の適正化が私は考えられると、このように思うわけでございます。使用される方は安いほうがいいわけでございます。そして、安ければ喜ばれ、利用者も多いかと、このように考えられます。また反面、利用されない人は、できる限り、運営費などへの税金のつぎ込みを少しでも減らしていただきたいと、このように願うわけでございます。

そこにおきまして、今、私が見るのには、利用者に向いて料金が設定されているのではないかと、このように考えるわけでございますが、利用されない方もたくさんいらっしゃいますので、利用されない方ということで、私にすれば、例を挙げれば体育館の――適正な価格かと思いますが、体育館を私は利用しませんので、例え幾らかでも減らしていただいて、もっと多くの方で、利用されている方でもう少し負担を願えて、運営費を安く上げていただければありがたいと、このように考えるわけですね。これがいろいろな使用料の中に入ってくるかと思いますので、そのような考え、適正化の見直しについてはどう思われるのでしょうか。

企画財政課長 適正な受益者負担比率につきましては、今おっしゃっていたとおり2%から8%が適正とされておりまして、当町は6.4%で、その適正な範囲内にございます。

使用料・手数料――この率を上げていこうと思いますと、使用料・手数料の見直しということになるわけでございますが、過去には平成20年度に幼稚園の保育料の改定を行いました。こういったものは行財政改革に基づいて検討する必要がございまして、今後も第4次行政改革実施計画に基づきまして、使用料・手数料につきましては受益と負担の公平性を確保するという観点に立ちまして、適正な受益者負担の原則に基づいた料金設定について検討を進めたいと考えております。

宮内富夫議員 この中に使用料・手数料の数値は入っていないかと思いますが、指定管理としておられます文珠荘とか企業会館。こういうところにももうちょっと、一度適正な使用料・手数料というのを考えていただきまして、そうすれば指定管理料が例え幾らかでも安くならないかと、このように考えるわけでございます。

企業会館においては今、使用料は無料でございますが、企業に関することは、これは私は無料で当然だと、このように思いますが、一般の方が使用される場合には手数料をいただいてもいいんではないかと、私はこのように考えるわけです。そういうことで一度、見直しというのも必要ではないかと。受益者負担というよ

うな、今から――残念ながら税収不足ということになってきましたら、こういうのが一つのものの考え方に私はなってくるのではないかと、このように考えるわけでございますので、一つ、全般的にどこか私が言っていることを頭の片隅に置いていただきまして、考えていただきたいと、このように思います。

財務書類に関する方向はいろいろお伺いしたわけでございますが、こういう難しい書類でございますので、勉強不足もありますので、また新しいのが出てくれば、その都度私も勉強してお尋ねをしていきたいと、このように考えておりますので、1番目の項目は、これについては終わりたいと思います。

2番目の項目の、道路行政についてお伺いをいたします。

西治地区におけるほ場整備事業も町当局の担当者の熱意と努力により、おおむね形が見えてきました。ほ場整備工事中は生活道路において交通規制などがあり、地元住民も不便を感じましたが、今は道路が拡幅され、法線は整備され、喜んでいます。

ほ場整備に伴い、町道363号線も今申したとおりであります。以前からこの道路は、特に町道31号線との分岐点から西谷川までは舗装が悪く、ほこりが立ち上がり、難儀しております。ほ場整備により道路改修もされております。この工事が終了するまで辛抱していたのが現状でございます。今後、舗装についてはどのようにお考えでしょうか。

まちづくり課長 まちづくり課におきましては、集落の要望を受けて生活道路の舗装工事を実施 しております。道路の等級によりまして地元負担金が伴うこともございます。また、今ご指摘の363号線におきましては、3級という位置づけにありますので 地元負担を伴います。これも地元と調整しながら、また議員にも協力をいただき ながら、要望をしていただければと考えております。

宮内富夫議員 ほ場整備事業ではできないんでしょうかね、生活道路ですから。

まちづくり課長 ほ場整備事業では、道路舗装につきましては敷砂利が原則と聞いております。 舗装はできないと考えております。

宮内富夫議員 次に町道駅前高橋線ですが、この道路はご承知のとおり、播但線と並行しています。西治地区の大変重要な生活道路で、朝夕は工業団地・企業団地への通勤車両も多く、また小学生・中学生・高校生の通学道でもあります。大変混み合う道路でもあります。

この道路の赤坂踏切より北へ約100メートルあたりは、雨が降ったり地震が起きると土砂が崩れます。以前、当町の担当者が地主の方と整備について話し合われましたが、不調に終わっております。現状のまま放置するのはいかがなものかと考えます。整備に向けて辛抱強く、地元の地権者の方と交渉していただけないものでしょうか。

まちづくり課長 当該道路につきましては、JR播但線も近いことから対策は必要と考えております。今、議員が言われましたように、以前交渉をしたときには不調に終わっているということも聞いております。引き続き、地元と協力しながら交渉に当たっていき、対策が講じられればと考えております。

宮内富夫議員 人が替わり、担当者が替わりということになりますので、また新たに辛抱強く交渉いただきまして、以前から大きな石が落ちてくるような現状でございます。 私もその石を二、三回どけたことがあるんですけども、このような現状ですので、大変危険かと思いますので、なかなか難しいかとは思いますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

続きまして、この道路でございますが、下代踏切から野添踏切まで線路に沿って道路が走っております。道路際は、線路よりガードレールを越えて雑草が生い

茂ってきております。子どもたちが通学するとき、自動車とすれ違うときには大変危険を強いられます。ガードレール側に寄れば草に当たる、そして横は自動車が通ると、このような大変危険な状態が続いているわけでございますが、残念ながらそこへ行って私が草を刈るというわけにはいきません。JRから大変怒られますので、JRに向けてこのような雑草対策をお願いしていただけないものでしょうか。

まちづくり課長 今、議員が言われました意向を十分 J R に伝えながら、草刈りを要望していき たいと考えております。

宮内富夫議員 JRの悪口を言うのもいかがなものかとは思うんですけども、JRは、自分とこの安全性は非常にかたく守られますが、私たち一般の、このような安全はなかなかお留守になっているというのが私、今JRを見てそのように感じておりますので、そこらあたりを十分おつなぎいただきまして、強く求めてもらいたいと、このようにお願いをいたしておきます。

次に、町道31号線(高橋山崎線)でございますが、この拡幅についてお伺い いたします。

23年12月の443回の議会でお聞きしたわけですが、国道312号までの間についての設計は進んでいますか。工事については、「現時点では協議中です」ということでございます。「国の補助事業の採択を受けて進めたいという考えを持っております」という答弁でございます。答弁から半年以上が過ぎていますので、設計は済んだのでしょうか。また、県との協議の進捗状況や国の補助事業を受けるのであればそのアプローチはどうされているのか。現状の報告をお願いいたします。

- まちづくり課長 工事の設計につきましては完了をいたしております。また、県との協議の中で、 国庫補助事業の採択申請ということで申請をいたしまして、24年度、採択をされております。また、本年度につきましては事業費の割り当てを受けております。 24年度は用地買収に取り組む予定でございます。ただ、割り当ては要望よりも 低いものですから、1年での用地買収はちょっと無理かとも思っております。また追加要望等も現在行っているところでございます。
- 宮内富夫議員 用地買収については特に問題はないと。お金だけの問題かと、こういうように 思うわけでございます。あと、早くこの事業を進めていただいてこそ、西治地区 のほ場整備の完了というんですか、ハード面の完了というような形が見えてこよ うかと思いますので、努力方をお願いいたしまして一般質問を終わるわけでござ いますが、最後に一言でございます。昨年の決算特別審査委員長報告でもありま したように、またことしもありましたように、成果欄をもう一度考えて、きっち り書いてもらいたいと、このように要望いたしまして、私の一般質問を終わりま す。以上です。ありがとうございました。

議 長 以上で、宮内富夫君の一般質問を終わります。

次、7番目の通告者は、吉識定和君であります。

- 1. 自立(律)のまちづくりについて
- 2. 産業振興について

以上、吉識議員どうぞ。

吉識定和議員 通告順に従いまして、質問いたします。

今回の質問事項は議長ご案内のとおり、自立(律)のまちづくりと、産業振興 についての2点でございます。

本日が最終日となりましたが、今議会は23年度の諸会計決算認定が主要な議 案の議会でありました。自立(律)のまちづくりについては、これまでに何度か お尋ねをしておりますが、自立(律)のまちづくりを象徴する、地域づくり推進 事業、アドプト事業の実績報告が23年度の一般会計決算報告書にございました。 したがいまして、この報告をもとに、地域づくり推進事業についてお尋ねをした いと思います。

まず最初にお尋ねをいたしますのは、地域づくり推進事業の事業内容をもう一度ご説明をいただいたらと思います。報告書を読んでもうたら結構ですよ。

- 企画財政課長 地域づくり推進事業につきましては、住民の連帯と協調の中で、魅力あるまちづくりが自治会活動や住民活動を通じ、自主性と創意工夫により積極的に展開していくことを期待するということで、人間性豊かな地域づくりを推進するために補助をしているものでございます。
- 吉識定和議員 この事業は、一般枠とボランティア・NPO団体育成枠があるわけなんですが、 一般枠は自治会、自治会の婦人会、老人会、PTA、その他これに類する団体が 対象とのことでございます。それぞれ町内には幾ら団体があるのかお聞かせをい ただきたいと思います。
- 企画財政課長 一般枠の対象でございますが、自治会は33地区でございます。自治会の婦人会――これは自治会の中で婦人会とか女性会の、名称は違いますけれども、現在も活動を続けておられる団体の数でございますが、婦人会として5団体、女性会として20団体の、計25団体あると確認をしております。老人会につきましては、単位クラブ数で56クラブございます。PTAにつきましては、幼稚園、小学校、中学校にございますので、合計で10団体でございます。あとそれに類する団体につきましては、自治体に関係するまちづくり協議会などでございまして、これについては新たにつくられたり、いろいろございますので、数については把握をしておりません。
- 吉識定和議員 今、対象になる団体の数をお尋ねしましたが、これ見ましても100は軽く超す団体が対象になっておるということでございまして、23年度の報告書ではわずかに、取り組みをしたのは23年度は4団体ということなんですね。これまでにもこの場で何度か発言をしておりますし、この事業が発足をしてからどういう状況でこの事業が進んでおるのかということなんですが、年々、減少傾向にあるような気が私はしておるんですが、この4団体というのがふさわしい団体数なのかどうなのか、どのようにお考えなのか。一度お答えをいただいたらと思います。
- 企画財政課長 23年度の4団体につきましては、決して適当な団体数であるとは考えておりません。23年度の件数の反省を踏まえまして、24年度、区長へお願いしました地域づくり事業の案内の中には、これまで各地区で取り組まれた内容などを事例として添付をしまして、またホームページなどでPRにも努めたわけでございますが、24年度は7団体の認定というところでとどまっております。
- 吉識定和議員 なぜこういうふうに、24年度は、23年度4であったものが7になったということなんですが、このような結果に終わるのか。先ほど言いましたように、100幾らの対象になる団体が対象にあるわけですから、それでわずかに24年度といえども7団体ということであれば、これ継続のものもあると思いますので、どの辺にその主な原因があるとお考えなのか、どなたでも結構ですので――これまでの担当の経験者でも結構ですし、どのようにお考えになるのか、ご説明をいただいたらと思います。
- 企画財政課長 この制度自体につきましては、一般枠でございましたら初年度30万円、その後3年間は20万円ずつの、最大4年間で100万円の事業をやっていただきますと90万円を補助するということで、対象事業も広く設定をしておりますし、制度の趣旨をご理解いただければ、非常に使いやすい補助制度であると考えてお

ります。

そういったことから、活用していただけない理由——33自治会のうちで10 自治会がまだこの制度に、平成11年度以降、取り組んでおられませんので、それぞれ聞き取りをしまして、どういったところに使いにくさがあるのか、またどういったことを要望されておるのかということも考えながら、改善をしていきたいと考えております。

吉識定和議員 自治会だけと言わずにね、先ほどあなたがお答えになりましたように、対象は婦人会、女性会、老人会というような団体も含まれておるわけですから、ぜひそのあたりにも説明をして、取り組みをしていただいたらと思います。

もう一つの、ボランティア・NPO団体育成枠。これは確か、記述がありましたのは「活動の効果が不特定多数の者の利益の増進に寄与する団体の設立に対して」というふうな記述があったと思うんですが、これまでに十数年間この事業をやって、何団体に対して助成をしてきたんですか。

企画財政課長 ボランティア・NPO団体育成枠につきましては、9団体、9件でございます。 吉識定和議員 9団体ということなんですが、その活動に対して――これはボランティアとか NPO団体を誕生させて育成するということですので、主に誕生のための助成だ というふうに理解をしとるんですが、1年だけその年に報告を求めて、後は全然 ――野放しみたいにというか、放置された状況になっておるのか、アフターケア をきちんとやって、自立(律)のまちづくりが進むようにしておるのか、その辺のところが一番この事業のボランティア・NPO団体育成枠というのは大事だと いうふうに思うんですね。その辺の取り組みとか、その団体、誕生した団体の活動状況。それはどういうふうに把握をされてますか。

- 企画財政課長 ボランティア・NPO団体枠につきましては、確かに単年度限りの補助ということになっておりますが、その中で、例えばNPO団体でありましたら、ハートフルガーデン中播磨でありますとか、ビーチブライズというバレーボールの団体でございますけども、そういったNPO団体にも補助をしておりまして、その後積極的に活動に取り組んでおられるということでございます。
- 吉識定和議員 設立をされましたら、後の活動が大事だと思うんですね。地域づくり、自立(律)のまちづくりなんですが、そう一朝一夕に簡単にできるもんではないというふうにも思いますし、できるだけ大勢の方に――先ほどの宮内議員の問いにもありましたが、参画と協働で進めていこうというふうなことだと思いますのでね。やっぱりこのボランティア・NPO団体育成枠というのは、継続を考えて、支援できるものならば支援していくと。そういうふうな団体がこの最初の、一般枠の「その他これに類する団体」のところへ入ってくるのかどうかわかりませんが、そういうふうな活用の方向ができれば、よりこの事業が進んでいって、自立(律)のまちづくりが進むんではないんかと思うんですね。だからもう少し取り組みを慎重に考えていただいて、やっていただきたいと思うわけです。

全般的なことをお尋ねするわけですが、先ほども言いましたように、年々取り 組みの団体数が減少というような状況でございまして、これまでの結果を踏まえ て、そういうふうな結果を踏まえて、その事業の妥当性、有効性、効率性の観点 から、この事業を総括、まずしてください。その後に今後の年次計画と目標を示 していただきたいと思います。

企画財政課長 平成11年度から地域づくり推進事業に取り組んでおりますが、16年度には 対象事業を拡大して取り組んできたわけでございます。これまでに事業に取り組 んでいただいた、主に自治会の団体につきまして、補助の終了後、継続して取り 組んでいただいておるかどうかということで、15団体ほどにお聞きをしました ところ、良好に――花壇とか、あと公園とかをつくられておりますが、管理をしていただいておるということで、一定の効果、また事業の妥当性、有効性は十分にあったものと確信をしておるところでございます。

今後でございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、まだ一度も取り組んでおられない自治会が10団体ございますので、その自治会に聞き取りを行いまして、制度上使いにくい点につきましては改善をしていくことによりまして、できれば今後——25年から27年ぐらいの3年間ほどの間に、全自治会に活用をしていただければどうかなと考えております。

今、町からも自主防災組織――規約の作成でありますとか、防災マップ作成をお願いしておりますので、この取り組みをしていただける自治会――まだの自治会が七つほどございますので、そこにも呼びかけを行いまして、これに合わせて先進地視察とか、防災訓練なども行っていただける制度でございますので、活用を呼びかけていきたいと考えております。

自治会以外の団体につきましても、ホームページを通じてPR活動を続けてい きたいと考えております。

吉識定和議員 ホームページは、特に若い方には有効だと思いますが、先ほどお聞きをしますと、老人会とか婦人会、女性会。これが80団体ぐらいあるわけですから、年配の方が多いだろうというふうに思うんです。時間的に余裕がないとなかなかこういうふうなことは取り組み、活動ができませんので。そういうようなところを対象にするということでありますとやっぱり、区長さんに説明するとかホームページに書くだけでは非常に効果が少ないと思うんです。実際に取り組みをしようというような意欲があっても、そこへその情報が届かないんではないんかというふうなことを思いますので、先ほどの答弁の内容も、それはそれで十分立派な答弁だと、やり方だとも思いますけれども、もう少し考えてやっていただいたらと思います。

じゃあこの自立(律)のまちづくりについてはその辺にいたしまして、次にアドプト事業なんですが、これは決算審査特別委員会の中で発言をいたしまして、注意を喚起いたしました。既にその取り組みを始めたというふうにお聞きをしておりますので、今回は質問を見合わせて、しばらくその推移を見守りたいと思います。

次に、産業振興についてお尋ねいたします。

これまでにも、何度もこれもお尋ねをしております。地域農業、商業、それぞれ種々の課題が山積をしておりまして、なかなか困難な問題でございます。農業も6次産業化というようなことが提唱されて、調査研究から実際に事業を進めている事例も、全国的には大分見られるようになってまいりました。

そのような中で、今年度予算化されている特産品の開発が確かあったというふうに思うんですが、24年度の特産品の開発について、その進捗状況の説明を求めたいと思います。

産業課長特産品の開発に関しまして、まず県立大学との連携ということで、いろんな調査研究もお願いをしております。そういった中では、特産のもち麦を使いました新しいメニューの開発ですとか、今後の普及戦略、また新しい可能性についての取りまとめの依頼をしているところでございます。また、10月の中旬にはそういった新しいメニューを大学の学生の皆さんに考えていただいた中で、それを販売するというような企画もしていただいているところでございます。

また、特産品としてツノナスもございます。こういったところにもどういった 課題があって、今後どうしていったらいいのかというところの研究もしていると ころでございます。

- 吉識定和議員 調査研究ということで、今お尋ねをしたんですが、もち麦とツノナスというような答弁がございました。ほかにはないんですか。
- 産業課長その他、営農対策推進協議会では産地の育成対策ということで、それぞれ旬彩蔵に出されておる品目、これに対して苗代、また種子代等も助成をしております。 こういったものにつきましても、今後そういった取り組みを強化していこうということも取り組んでおります。

吉識定和議員 営対で旬彩蔵の野菜ですか、どんなものがあるんですかいね。

- 産業課長それぞれジャガイモですとかナス、そういったいろんなものをつくっております。
- 吉識定和議員 白菜とか大根とか――野菜の名前何ぼでも言うたらええねん。こんなもん知らんのかいな、あんた。産業課の課長しとって、おまえ、どないや。野菜っちゅうようなこと、旬彩蔵の野菜ちゅうようなこと言うてくれたって、俺聞きよんねん。ようわからんさかいに、どんなんですかて聞きよん。

それは――県立大学の話が先ほど出てましたが、何回ぐらいやられとんですか。 県立大学とのやりとりは、具体的に。電話では何回かあったんかそれは知りませ んが、どういうシチュエーションで、どういう内容の話をしたんか。内容の話は 先ほどちょっとお聞きをしましたんでね。

- 産業課長本年度に入りまして、これまで3回、4回、県立大学に出向きまして、先生で すとか学生を交えた中でいろんな話し合いをしてきております。
- 吉識定和議員 三、四回もやられてということですから、担当は熱心に取り組みをされとんだなというふうな感想を持ちました。大体こういうものは、調査研究でまとめまではできるんですが、次の実行がなかなかうまくいかないというのが通常のパターンだろうというふうに思いますので、実際に取り組みをしていただけるような団体は、もう既にあるものをうまく活用しようとしよんのか、もうちょっと育てんといかんのか、その辺のところはどうなんですか。
- 産業課長県立大学との取り組みの中では、もち麦を使った関連商品、また普及促進の方法というんですか、そういったところの研究でございまして、具体的にどういった団体をまた育成するとか、そういったところの議論にはまだ至っておりません。 長質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

 \Diamond

休憩 午前 1 0 時 2 9 分 再開 午前 1 0 時 5 0 分



議 長 それでは休憩前に続き、会議を再開いたします。

吉識定和議員 町と商工会、農協が主要株主の第三セクターによる、もち麦関連ビジネスというのは、当町では二十数年前から取り組まれておりまして、大きく成功しておれば、福崎町のもち麦は全国的な特産品の開発モデルとなっていたというふうに思います。しかしながら、不幸な事件が発生いたしまして、その後遺症も影響いたしまして、会社の経営状況は、私の目から見ますと先の見通しがつかないような状況ではないのかというふうに考えます。

8月31日開催の産業建設常任委員会で、もちむぎ食品センターの7月末の経営実績の報告が提示をされて、これについて幾らかお尋ねをいたしました。当日、今回の一般質問でもお尋ねする旨を申し上げておりましたので、これについて幾つかお尋ねをしたいと思います。

7月末の累計目標は、売上高は1億4,790万円、営業利益が410万円に対しまして、実績は1億3,290万円、営業利益はマイナス432万円――万単位の話ですが、ということになっております。売上は予算対比89.86%ですが、営業利益は予算に対し842万円の不足でございました。

目標達成できない理由は何なのかと。私が考えますのは、単純に言いますとやる気がなかったんかと。または、やる気はあったんですが、当初から達成不可能な目標であったんか。それとも、諸条件から適切な事業展開ができなかったのか。というようなことを単純に考えるわけなんですが、どういうふうな状況でこういうふうになったのか、理由を説明いただいたらと思います。

産業課長23期の売上—-7月末で、今言われたとおりでございます。8月、決算を打ちましても、やはり売上といたしましては前年を若干上回る程度でございます。

22期の決算を終えました段階では、日本経済の低迷が続いている中での東日本大震災。これによる影響で消費が停滞、低迷をしたということで、大きく売上が落ち込んだと分析をした上で、23期の事業計画を立てております。そういった分析から、23期につきましては21期の実績並みを回復するであろうという目標を立てておりまして、1億6,500万円という売上目標を出しております。23期では、新しい製品等も出して、若干、売上増には貢献しておったんですが、やはり長引く景気低迷による消費の落ち込み、それからライフスタイルの変化といいますか、そういったところでお中元、お歳暮。こういった贈答品の売上が減少してきたということで、目標に大きく届かなかったというところがございます。ですからご指摘のありましたように、やはり若干、目標も高かったのかなというところも感じております。

吉識定和議員 前にも言いましたが、1億7,000万円ぐらいの売上ですから、全然影響がないといえばうそになりますが、工夫次第で、決して達成できない目標ではないと思います。これは、根本からいろいろ見直しをやって、計画をつくって進めていくというようなことが大事、必要だとは思うんですが、ただ先ほどの課長の答弁のように、前期幾ら、その前の期は幾らと、実績だけを見て計画をつくるんであれば、新しい発想とか――いわゆるイノベーションと言われるようなものがどこにあるんやろうということを思いますね。

計画ということなんですが、きのうも私、一般質問をお聞きをしておりまして、総合計画の話が出ておりました。人口の点からのお尋ねだったと思いますが、町長は、総合計画の人口2万1,000人から2,000人というのは16年の設定で、総合計画をつくったときにはそれでよかったんですが、次、第5次に目標と違うんであれば、次、合うたええもんにしたらええやんかというような、簡単に言うたらそんな答弁やなかったんかというふうに思ったんですが、私はあの発言についてはいかがなもんかと思います。

総合計画はよくご存じのように、基本計画と二つありまして、少なくとも一番上位のもんですから、その実現に向けてどういうふうにそれぞれの事業を進めていくのかということが問われておるわけで、結果的に目標に届かないというのは、これはあり得ることですので、認めるわけですが、きのうの町長の答弁は余りにも「計画はつくるだけなんです」というふうに私には聞こえまして、今ちょっと申し上げました。

そういうふうなところから、実はきのう、もちむぎ食品センターに、町が3年据え置きのその後20年払い、無利子無担保——1億1,600万円ぐらいやったですかね。町からお金を出すというときの議事録を見てみました。あのときに私も求めたわけですが、再建をする経営戦略。これの具体的なものを示してほし

いということが、一番主な点ではなかったんかというふうに思います。

町長は答弁の中で――これ当時の議事録の62ページですが、「この約10年間余りでありますけれども、一定の返済もひっくるめましてやってまいりました。そういう持続性からいきますと、その利益というのは保証されるのではないかと思っております」という発言やら、戦略については、「戦略を今大々的に打ち上げて、こうだということはつくってはおりませんが、これまでの延長線上を経験則にのっとって進むことによっても、一定の利益を得るのではないかと思っているわけでございます」と、こういう発言がありました。

63ページには、融資は1億1,000万円よりももっとたくさん金を持っていったほうがいいんではないんかというふうな問いに対して、「この額で一定の決着をつけたあと、さらにこれを励みにいたしまして、大いに努力をしようと思っているわけでございます」という発言。それから、「当面は銀行から借りております内容をきちっと返済して、あとは私もひっくるめまして、残されております職員が一致団結してそれに取り組んで、儲けを出しながら返していくという方向で何とかお願いしようと思ったのが、この提案の主な趣旨でございます」と、こういう発言をされております。

何ぼでも読んだらいいんですが、時間がありません。読んでも仕方がないんで このぐらいにしまして。あのときに動議が出まして、比較多数で可決をしており ます。動議が出ておるんですが、その内容は、四つ項目がありまして、

- 1. 町長は、株式会社もちむぎ食品センターへの1億1,624万5,000円の再建金貸付に際し、同センターに対して経営アドバイザーなど経営に関する有識者の助言を得ながら可及的速やかに長期的戦略を策定させ、直ちに議会に報告すること。
- 1. 町長は株式会社もちむぎ食品センターへの1億1,624万5,000円の再建金貸付その返済計画及び前項の長期経営戦略について、町民への説明責任を果たすこと。
- 1. 町長は、元専務への長期貸付金及び貸付利息について、いま一度回収努力を行うよう株式会社もちむぎ食品センターに対して強く指導を行うこと。同時に、元専務及び発生した経営責任(役員拠出)を果たしていない小口株主に対して株券の回収を行うよう指導すること。
- 1. 町長は、株式会社もちむぎ食品センターの事業活動において追加の公金貸付が発生しないよう細心の注意を持って指導に当たること。

という、四つの項目の決議が出ておりまして、今も言いましたように、賛成多数で可決をしました。動議ですから、法的な効力がないと言えばそのとおりなんですが、いやしくも議会で動議として可決をされておるものでございますので、多少は気にかけていただきまして、こういうふうなことをやっていただいておれば、我々もそれなりに理解ができるわけなんですが、きのうの総合計画の発言。この実態等を考えてみますと、もちむぎ食品センターは町から無利子無担保で融資をしましたが、どうなってるんだろうと。内容を見ますと、先ほども言いましたように、7月の時点で利益が八百何十万円足りないというふうな状況でございますので、お尋ねをしました。

この7月は、販売店・通販ともギフト関係が減少したとのことです。報告書にあるんですが、本年の7月には減少したと。昨年の11月に「お歳暮の商品の動きが悪く販売店・売店・通販は軒並み減」と、ちゃんと書いとんですね。認識しとるわけです。ところが、中元の商戦に何らそれが生かされていない。相変わらず「ギフトが減りました」と。ギフトが減ってるのは、別にもちむぎ食品だけじ

ゃなしに、百貨店だってどこだって、全体の景気も悪うございますし、世の中変わってまいりましたんで、どんどんギフトは減っております。それをどういうふうにしてつかまえるかというのが、百貨店あたりの一番頭を使っておるところだろうというふうに思うんですね。そういうふうなことが本当にこんなとこにこんな理由を書いて、それでのうのうと報告をしよるというのが、私はよう理解ができんわけです。

見ておりますと、きのうあたりはクリスマス商戦が既に始まったというふうなことを言うておりまして、大手を相手にしますと、当然、1年ぐらい前からいろいろ企画をやって販売を進めていくというのが当たり前なんですから、ですからその辺のところを考えますと、前も言いましたが、経営ごっこかお店屋さんごっこやなというふうにしか思えません。私は。

課長は4月から産業課の課長になられましたんで、まだ内容もよくおわかりになってないでしょうし、取締役でもないんだろうというふうに思うんですが、企画財政課長をしておられましたんで、金の出し入れとか理由等についてはいろいろとお考えをお持ちだろうと思いますので、その点について、一度あなたの所見を聞かせていただいたらと思いますがね。

産業課長7月末の実績を報告した中では、そういった分析といいますか、評価を出しております。若干、7月につきましては、ギフトの動きが悪かったという要因もございますけれども、この6月・7月の2カ月の合計で見ますと、販売店では40万円程度、前期を上回っているような売上にもなっております。7月にこういう表現をいたしましたのは、6月が逆に好調であったという要因もございますので若干、前倒しの反動が出たのではないかというふうにも思っております。

またお中元に際しましては、通販部門でありますけれども、若干、割引セールも実施をして売上増を図ったところもございますが、目に見えた効果が出てきていないという状況はございます。

吉識定和議員 今ちょっとお話をしましたようなことが、実際にビジネスの世界の現実ですの で、ご参考にしていただいたらと思います。

> 8月31日が23期の決算日だったわけですので、この23期の売上高と営業 利益は8月締めて、累計で幾らになりましたか。

- 産業課長23期の売上実績、営業利益の実績につきましては、株主総会を経てから報告をさせていただきたいと思うんですけれども、大まかに申し上げますと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、売上につきましては前期を若干上回った程度の1億4,800万円程度、営業利益につきましては、前期1,039万円の赤字でございましたが、改善はしているものの約600万円程度の赤字になる見込みでございます。
- 吉識定和議員 それはそれでいいわけでして、やっぱり600万円ぐらい足らない。500万円ぐらいは――400万円ぐらい改善したわけですか。よう頑張っていただいたんですね。これは営業の方も大変やったと思います。よう頑張っていただいたんですが、じゃあお聞きをするんですが、24期の9月。もう今約1カ月が終わろうとしよんですが、9月の目標というのはどういうふうになっとんですか。新年度の目標というのはもうちゃんと決まっとんですか。従業員の方にきちんとそれが伝わって、従業員が「よし、最初からやろう」というふうな気になっておられるのかどうか。

その辺のところは――別に私は株主でも何でもありませんので、ここで答えられなかったら答えてもらわなくても結構なんですが、その辺のところが一番大事だと思うんですね。決算ということは、9月1日が正月ですからね。だから正月

には大体もうちゃんと、その年の――「一年の計は元旦にあり」というぐらいですから。その辺はちゃんとできとんですか、課長。どうなんですか。

- 産業課長24期の計画につきましては、まだでき上がっておりません。しかしながら、 毎月毎月の取り組みの方法っていうのはそう大きく変わるものではございません ので、引き続き、売上増に向けたそれぞれの部門での対応をしているという状況 でございます。
- 吉識定和議員 また文句言わなあきませんねんけどね――今、後ろでも声が出てますけど、も う既に新しい期が始まってしてますのに、「まだ目標が決まっておりません」、 「計画が決まっておりません」では、何ぼ「やる気出してやってますねん」、「 やってますねん」と言われてもね、それは困るんです。
- 町 長 ちゃんと11月の決算を見ておりませんから、正確には決まっておりませんけれども、7月度のときに、来年度の計画はどうするかというのが一番大きな取締役会の議題となりました。それは本年度の反省を踏まえて、目標にかなり上乗せした目標にするのか、それとも現実を踏まえたところでやるのかということが大きな論議になりまして、結果としては、現実を踏まえた路線でいこうということになりました。

したがいまして、正確には今度の取締役会で決めると、決算のときに決めるということでありますけれども、あらかじめのそれまでの暫定で、ほぼそういう方向で今度の10月の終わりごろに役員会が、本年度の決算を決める議会が開かれるわけでありますが、それまでの暫定の措置としては決めておりまして、その目標については一一近藤課長が決まっておらないと言ったのは、正式な会議を開いていないということをもって言ったのだろうと私は思うわけであります。暫定的なものとして、これで来年度行こうというのはほぼ決まっております。それは職員が毎年、全員の朝会を開くわけでありますから、大体その目標で行こうということは決めて、それを通知をしているというのが現実でございます。

吉識定和議員 それでいいと思うんです。そういうことであれば。やっぱり目標がきちんと職員の皆さんに徹底されてませんと、どのぐらい頑張ったらいいのかというのが理解ができないと思いますので、今ちょっと参考のためにお聞きをしたようなことです

それはそれで結構だと思います。全てそういうふうにやっていただきませんと、わずか矢は1年に12本しかないわけです。去年なんかを見ておりますと、7カ月が営業利益がプラスの予算、5カ月はマイナスの予算なんですね。全体に目標を達成さそうとすると、マイナスをいかに小さくするかということと、稼げるときにどれだけたくさん稼ぐかということが大事だろうというふうに思います。そうしませんと、全体的な目標が達成できませんので。

そういうふうなことからしますと、先ほども言いましたように、9月一月は12分の1—12本のうちの1本の矢ですから、それがうまく中心に当たるように進めていってもらうということが大事ですので、今そういうふうなことを言いました。

まだまだお尋ねしたいことはあるんですが、特に、社長である町長に申し上げておきたいと思います。

それは、社長業には何が必要なのかということ。それと、経営目標は何を基準にどのように決めるべきものなのかということです。それと、低収益から脱却するにはどうすべきかと。この3点を深く考えていただきまして、進めていただきたいと思います。

また次回、12月の議会はもちむぎ食品センターの決算が報告で出てまいりま

すので、そのときにお聞きをしたいと思います。きょうはこの辺にして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

長 以上で、吉識定和君の一般質問を終わります。

次、8番目の通告者は北山孝彦君であります。

- 1. JR福崎駅周辺整備の推進について
- 2. 七種川の整備について
- 3. 教育行政について(いじめ問題)

以上、北山議員どうぞ。

議

技

北山孝彦議員 議席番号1番、北山孝彦です。議長の許可をいただき、通告に従いまして一般 質問をさせていただきます。

JR福崎駅周辺整備の推進について、七種川の整備についてであります。今まで何回と質問をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

JR福崎駅周辺整備の推進であります。まず、駅前広場と県道甘地福崎線の整備について、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

整 6月議会以降、駅前広場及び県道甘地福崎線の計画につきまして、県・JRと協議を行うとともに、その協議結果も踏まえながら、庁内で――福崎駅周辺整備推進会議等で継続的に検討を進めております。残念ながら現時点では、議会や地元の方々に計画を提示できる段階には至っておりませんが、計画の早期取りまとめに向け、関係機関との協議を進めております。

また、これと並行しまして、県の財政が厳しい中、どのような事業手法なら早期整備が可能となるのか、町としても研究を進めているところでございます。今後、県とも協議していきたいと考えております。

北山孝彦議員 今、技監が県財政が厳しいと言われました。これは本当にやっぱり日本国全体的に言えることでありますが、早期に整備に取り組んでいただきたいと思います。 続きまして、県財政が厳しい中、県道甘地福崎線の駅前から山崎までの間を一挙に整備することはなかなか難しいのではないかと考えますが、町としてはどのような手順で駅前広場と県道の整備を進めるのが望ましいと考えておられるのか、お尋ねいたします。

監 県道甘地福崎線のうち、駅前から福崎高校前踏切までの間につきましては、福崎小学校や福崎高校に通う生徒の通学路となっており、朝夕の通勤ラッシュ時には車両や歩行者、自転車が錯綜し、非常に危険な状況にあります。区長会からも継続的に道路改良の要望をいただいており、また通学路の緊急合同点検におきましても、要対策箇所としてピックアップされているところでございます。

このため、町としましては駅前から福崎高校前踏切までの間を第1期事業区間として先行整備し、第1期事業完了後、引き続きその北側の区間の整備を進めていくことが望ましいと考えております。これは県からも同様の考え方が示されております。

北山孝彦議員 今、技監が「駅前から福崎高校前踏切までの区間を第1期事業として先行整備 し」と言われました。これは町長の方針であります、安心で安全のまちづくりの 実現に資することでありますので、早期に進めていただきたいと思います。

県道甘地福崎線については、平成20年ごろにサンライズ工業株式会社から道路法第24条に基づき拡幅したいという話が持ち上がりましたが、その後の経営状況の悪化により、平成22年3月議会では当局から「サンライズ工業による道路拡幅は困難な状態にある」との答弁がありました。

先ほどの技監の答弁では、駅前から福崎高校前踏切付近までを先行整備したい とのことですが、福崎高校前踏切から北側をサンライズ工業株式会社が整備でき るのであれば、全線の早期整備が可能と考えますが、サンライズ工業株式会社に よる道路拡幅計画の現状と、町としての対応方針について、お尋ねいたします。

監 サンライズ工業株式会社におきましては、リーマン・ショックに端を発した経営状況の悪化により、道路法第24条に基づく県道甘地福崎線の拡幅工事実施のめどが立たない状況にあります。県としても厳しい財政状況の中、サンライズ工業から道路法第24条に基づく拡幅工事の提案を受けている状況のもとでは、みずから積極的に事業を進めることが難しい面があります。

このため、町とサンライズ工業が今後の対応について協議した結果、サンライズ工業所有地で、県道甘地福崎線の拡幅工事に必要となる用地につきましては、 事業実施の際、支障物件を撤去した上で無償提供していただくこととなりました。 県に対しては、既にこの内容を伝え、早期事業化を強く要望しております。

北山孝彦議員 サンライズ工業株式会社が支障物件の撤去の上、無償提供されるとのことです。 これは非常に協力的な発言であります。ぜひとも早期に事業に取り組めるように 期待しております。また、町長初め副町長、技監、担当課長の政治的な手腕も期 待しておりますので、よろしくお願いいたします。

技

技

6月議会における技監の答弁の中で、福崎駅のバリアフリー化の話があり、これと合わせて、駅前広場や県道甘地福崎線の計画を固めていく必要があるとの考えが示されました。6月議会以降、駅バリアフリー化に関してJRと何らかの打ち合わせが行われたのか、また行われた場合にはその内容についてお尋ねいたします。

監 去る9月4日、福崎駅を所管するJR西日本福知山支社と打ち合わせを行いました。現時点での福崎駅のバリアフリー計画は、エレベーターを2基、多機能トイレを1基設置する予定であり、今後、改札の拡幅やスロープ設置等についても検討するとのことでございます。概算事業費として3億円程度が見込まれており、これをJRが3分の1、国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1の割合で負担することとなりまして、町負担は概算で5,000万円程度となりますが、今後の詳細設計の中で変更となる可能性があります。

バリアフリー化工事自体は、事業化した年度の上半期に詳細設計、下半期に工事を行い、1年で完了する見込みでございます。ただし、例えば平成27年度に工事を行う場合は、前年の26年4月に本社に希望調書を提出する必要があり、さらにその前年の25年夏ごろに事前説明を行う必要があるとのことでございます。

駅前広場計画との調整につきましては、現在、ホームと駅前広場にはかなりの 高低差があるため、可能な範囲で駅前広場の高さを上げてほしいとのことであり ました。今後、バリアフリー計画との整合を図りながら、駅前広場計画に係る協 議を進めていくことを確認いたしました。

北山孝彦議員 今、技監が答弁されました内容は、今まで何回と質問させていただいた中で、 かなり進んだ内容ある答弁であります。期待しております。

続いて、七種川整備についてであります。

昨日、福永議員が上流部の板坂・田口付近の七種川の護岸整備の質問をされま した。私は下流部の福田・駅前付近の七種川の護岸整備であります。

中心市街地沿いに流れる七種川の整備について、近年の集中豪雨の状況から、 災害に強い河川整備が必要と考えますが、整備に対する考えをお尋ねいたします。

まちづくり課長 七種川は県が管理する河川であります。県姫路土木福崎事業所によりますと、 県が管理する郡内の河川におきましては現在、溢水をすると床下浸水等の被害が 発生している箇所を優先して整備・改修をしているところということを聞いてお ります。

現在、七種川におきましては、本格的な改修計画はないということも聞いております。また、県におきましては災害等、緊急性のあるものに対しましては、対応をしていくということも確認をしております。また、河川の維持管理につきましても、適正に行っていきたいとも聞いております。

北山孝彦議員 今、課長が災害等、緊急性のあるものには行いますと言われました。場所によっては緊急性の高いところもありますので、よろしくお願いしておきます。

続いて、ことしになって七種川の川底の土砂撤去をしていただき、その後に台風4号の豪雨がありました。護岸もかなり崩れています。一刻も早く整備に取り組んでいただきたいのですが、なかなか――予算の関係とか、優先順位とかと言われると思いますが、できればそれ以外の回答をお願いいたします。

まちづくり課長 七種川におきましては、県によりまして23年、24年と長野橋から下流―― 七種橋だったと思いますけども、そこまでのしゅんせつをしていただいておりま す。その後、今言われましたように台風4号による豪雨があり、しゅんせつによ る効果もあったのではないかと思っております。

また、今言われましたように、七種川におきましては数カ所、被害も発生しているところでございます。県におきましては復旧工事、また緊急の応急工事ということで今取り組んでいただいているところでございます。

- 北山孝彦議員 できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。また、長野橋から下流部 は整備が徐々に進んでいますが、地元区長さんからも「長野橋から上流部の整備 についてお願いしたい」とのことですが、その点はどうでしょうか。
- まちづくり課長 長野橋から上流におきましても、過去何年かで改修を行っていただいていると ころでございます。また23年度におきましては、22年度——23年度でした か、台風12号により被災した箇所の災害復旧をしていただいたところでござい ます。

県では先ほども申しましたように緊急性、危険性を考慮しながら対応をしていくと聞いております。改修につきましては、地元の意向もお聞きしまして、県に要望をしていきたいと考えております。

北山孝彦議員 ここ近年において集中豪雨がかなりふえております。大惨事にならないうちに 取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

続きまして、教育行政について(いじめ問題)であります。

昨日、石野議員がいじめ問題について質問されました。この点について、重複 すると思いますが、よろしくお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長報告の中で不登校について報告があり、「現在、学校別では西中学校は福崎小学校、東中学校は八千種・田原どちらでもあるが、比率は八千種小学校出身者が高いのでは」とのことです。「その原因は、環境など個人個人で違う」とのことです。「自宅訪問は担任が行っているが、登校しても教室に入れないなど、個々に対応している」との報告がありました。

そこで今、小・中合わせて何人ぐらいの不登校生がおられますか。また、不登 校生に対する対応はどのようにとられていますか。お尋ねいたします。

教 育 長 現在のところ、小学生はゼロ名でございます。中学生は、3年生を中心に4名 でございます。

> 不登校生のいる学校には、町費による不登校指導員、不登校相談員、学習支援 員を配置しています。そして、教室・相談室・保健室等、子どもの実態に沿って その居場所づくりを行い、学習支援や心の悩み相談活動を行っています。また、 校長みずから校長室を開放し、不登校生の保護者の相談活動も実施されます。

なお、週に1日ですけれども、県によるスクールカウンセラーも配置し、生徒や保護者の支援に当たっています。今のところ、この成果は少しずつでありますが、出てきているように思っております。

北山孝彦議員 今後とも、一人一人の子どもを大切にする取り組みをお願いしておきます。

次に、いじめに対する問題が全国的に広がっております。昨年の大津市の中学校2年生男子生徒、また川西の高校2年生の男子生徒、札幌市立中学校1年生の男子生徒がみずから命を絶ちました。これは本当に悲しい事件であります。

文部科学省はいじめ問題などに関する新施策を発表し、いじめについて決して 許されないこと、学校現場の主体的な取り組みに委ねてきた従来の受け身の対応 を変更し、被害者や保護者を支援する組織の設置や、学校と警察との連携強化な どを盛り込んでいます。外部の専門家の力を活用することで、いじめ対策を強化 している、またいじめを防げる教育に取り組んでいかれるそうです。

そこで、福崎町としてのいじめに対しての取り組みをお尋ねいたします。

教育長昨日の石野議員の答弁と重複するかもしれませんけれど、学校には「いじめは 決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものだ ということを認識していただき、対応をしっかりするように」。こういう指示を 出しております。

また、臨時の教育委員会を開き、「いじめを許さない学校づくりのために一教職員用いじめ早期発見・対応マニュアルー」を作成し、全教職員に配付し、この問題の認識をより深め、共通理解、共同実践をするように指示しました。

さらに、各学校においても、子どもたちの手による「いじめ追放宣言」の作成や、追放集会を開催し、自分たちの手でも安心・安全の学校づくりに取り組む活動を実践させてほしいとお願いしております。

また、各学校にはいじめ問題対策委員会を設置し、防止も含めて対応していただくとともに、出席停止を必要とするような事案が起きたときは教育委員会に学識者を招聘し、参考意見を求め、結論を出していきたいと思います。

あってはならないのですが、さらにひどい事案が発生すれば、第三者委員会を 開催する予定にしております。基本はいじめを起こさないこと、発生すれば誠意 ある対応だと、このように心得ております。

北山孝彦議員 いじめを予防するには、子どもの人間関係の変化に教師と家族、また友達がいかに早く気づけるかが重要であります。また、教師の力量を向上させる努力も必要であります。教育委員会、先生方も頑張っておられると思います。大変だと思いますが、今後とも一人一人の子どもを大切にする教育を推進してくださるよう、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、北山孝彦君の一般質問を終わります。

次、9番目の通告者は、冨田昭市君であります。

- 1. 義務付け・枠付けの見直しについて
- 2. 通学路の安全対策について
- 3. コンビニにおける証明書等の交付について

以上、冨田議員どうぞ。

冨田昭市議員 議席ナンバー12番、冨田でございます。

先に提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに一つご挨拶を申し上げたいと思います。先日、9月16日に西田原地内におきまして、住宅火災が発生をしました。その家に住んでいた7人のうち、3名が犠牲になり、帰らぬ人になりました。ここに改めてご冥福を申し上げる次第

でございます。また、ご遺族の方及び近隣の皆様にはお見舞いを申し上げる次第 でございます。

もう1点は、先日、中学校におきましては体育大会、そして小学校では運動会が開催をされました。私たちも参加をさせていただきまして、非常にその演技、競技について、感動をいただきました。ここに改めて学校関係者、そして生徒に感謝の気持ちをあらわしたいと思います。大変にありがとうございました。

今回の私の質問は、議長から紹介がありましたとおりでございまして、1点目の質問は、義務付け・枠付けの見直しについてでございます。

地方自治体が独自性を発揮しまして、自主性を強化するために成立した地域主権一括法。この一括法のうち第1次と第2次一括法が来年の4月に本格施行を迎えることから、本町の取り組みなどについて質問をするものでございます。

初めに、地域主権一括法制定までの背景を少しお話をさせていただきたいと思います。

これは1990年代に入ってから、地方分権が日本国の政策課題として浮上しまして、93年に国会で「地方分権の推進に関する決議」が行われました。これを受けまして、95年に地方分権推進の基本理念を定めた推進法が成立をしたわけでございます。さらに99年には、国と地方の役割分担の明確化、そして2点目には機関委任事務制度の廃止、3点目には国の関与のルール化などが盛り込まれまして、地方分権一括法が成立をしたわけでございます。

そして、地方分権改革の機運が高まりを見せる中、国と地方の財政悪化や税収 と歳入の不均衡などの事情が重なりまして、地方と国とで税、財政改革が迫られ たわけでございます。

そこで2002年から国庫補助負担金の縮減、あるいは国から地方への税源移譲、地方交付税を一体として行う三位一体の改革が進められたわけでございます。さらに、国と地方で重複する事務の見直しなどの役割分担が課題となる中、地方分権改革推進委員会は2008年の5月と12月、そして翌年、2009年の10月と11月の4回にわたりまして、自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直しなどを政府に勧告しているわけなんですね。この勧告を受けまして、昨年4月に第1次、そして8月に第2次の地域主権一括法が相次いで成立をいたしまして、来年4月から本格的に実施されることになりました。

簡単にその流れを言いましたが、既に職員の皆さん方はご承知のことというふ うに思います。

そこで、質問をいたしますが、このような流れの中で、本町では今後、国と地方の関係等、どのように考えているのか、まずその辺からお尋ねをしていきたいと思います。

総 務 課 長 平成22年6月22日閣議決定の地域主権戦略大綱では、国と地方公共団体と の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新た なパートナーシップの関係へと根本的に転換していかなければならないとしてお ります。

その後、平成23年4月に地域主権改革関連3法案が成立し、地方の自主性、自立性を高めるための改革を推進するため、国と地方の協議の場の設置が法で位置づけられました。また、国の法令による義務付け・枠付けを見直し、地方自治体が独自の基準を設けられるようにもなりました。国と地方の協議の場につきましては、国と地方六団体との協議の場ができましたが、地方の意見が主張できましたといたしましても、法律・予算は国権の最高機関である国会で決められます。

したがいまして、国と地方が本当に対等となり得るのかは疑問でありますが、今後の協議の推移を見守っていきたいと思います。

また、義務付け・枠付けの見直しは、地方自治体の条例に委任されたものにつきましては、粛々と事務を進めてまいりたいと、このように思っております。

国田昭市議員 この両一括法におきましては、全国の地方公共団体に条例の委任がされたわけなんですね。今、課長が言われましたように。そして、本町には何本のその法律と、そしてその条項については、どの程度の数が条例委任されてきたのか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

それに、今後の義務付け・枠付けの見直しは、多くの権限が移譲されることから、自治体職員の自主性、あるいは研究とか努力等の拡大が住民サービスの向上に直接つながっていくわけなんですね。そして、その準備はどのように進められていくのか、あわせてお伺いをするものでございます。

- 総 務 課 長 第1次一括法、第2次一括法ということでありますが、本町に影響のあります 条例制定、また条例の一部改正は約10本程度あるというふうに思っております。 それから、その準備ということでございますが、このたびの地域主権改革一括 法によりまして、現在、国からの委任を受け本町が制定または改正する必要のあ る条例を洗い出し、それぞれ担当課で調査・研究を行っている状況であります。 基本的には、従来から法令により定められている基準で事務事業を実施している 現状を踏まえ、国の基準を変更することが住民の利益になるのかというような目 線で検討を進めているところでございます。
- 国田昭市議員 今、職員のそういう準備の件についてはご説明がなかったわけでございますけども、今回のこの報告書の中で——決算報告書の中で44ページでしたか、そこに載っているわけなんですね。これは職員研修事業という形でもってこのたびも計上されておりまして、そして多くの職員が研修に参加をされているわけでございます。そういう中におきまして、このたびの地域主権一括法のそのような研修はされたのかどうか、その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。
- 総務課長 この条例制定及び改正につきましては、それぞれ担当課がございます。いろんな事務事業ごとにそれぞれ県等で説明会等が開かれているというような状況でございます。

それから、つけ加えますけれども、役場の中におきましても、この一括法の条例制定改正についての研修を、第一法規さんから来ていただきまして、説明を受け、研修もしたところでございます。

- 冨田昭市議員 特に本町におきましては、都道府県とか、あるいは指定都市と違いまして、町の中で政策法務課というふうな、そういう専門の部署がありませんので、確かに人員あるいは技術的に問題があるということは私も承知をしているわけでございます。しかし、逆にこの機会に体制整備とか、あるいは人材の育成をしっかりとやっていくことによりまして、他の市町には負けない、福崎町独自の基準で、最も住民に優しい、そういうまちづくりができるんではないかなというふうに思いますが、その点についてのお考えをお尋ねしたいと思います。
- 副 町 長 先ほど総務課長が答弁いたしましたように、国の基準を変更することが住民の利益になるかどうかという基準をもって検討を進めたいと。このたびの地域主権改革一括法における条例委任分につきましては、今まで法律で縛りがあったということもありまして、それらの法律に準拠する、遵守するという形で我々、事務を進めてまいりました。そういう関係では、それぞれの担当者はその基準を知っておりますので、それらをあわせながら――先ほど申し上げました、住民の利益になるのかどうかという基準に従った形で進めていくということであります。基

本的な知識をもっておりますので、特別に新たな研修という事柄ではありません。 冨田昭市議員 後ほど、分野ごとの件についてはご質問いたしますけども、やはり現在は――

各自治体ごとの取り組み状況もこの際調べてみたわけなんです。そして、都道府県におきましては、47都道府県ありまして、47都道府県全てがそれに着手しておりまして、進めている実態がございます。そして指定都市にいたしましては、20の指定都市が日本にあるわけなんです。そのうちの19が実施されて、そして進んでいるという状況でございます。中核市においては、41ありまして、そのうちの40がやられているということなんです。そして後は、市区町村。この市と区――区は東京の23区ですけども、それに町を合わせますと1,681の自治体がありまして、その中で1,594の自治体で今、着手をしているという中で、福崎町もその中に入っていると思いますけども、そういう中でまだ着手してない自治体が147あるわけなんです。ですから私、先ほどの課長の答弁聞くまでは心配をしていたわけなんですけども、もう既に着手をしているということで、安心をしたわけでございます。

そこで、部分的に今度はお尋ねをしていきたいなというふうに思います。

まず初めに、分野ごとの条例制定の状況なんですけども、まず公営住宅の入居 基準が福崎町にもあるわけなんです。この分野におきましては、各自治体も非常 に取り組みが早く、そして住民に優しく、そして今の条例を見直して、なおかつ 住みやすいまちづくりをしていくんだというふうなことが盛んに呼びかけられて いまして、進められているわけなんです。それで当町の公営住宅の入居基準。ま ずそれをお尋ねしたいなと思います。

住民生活課長補佐 まず同居親族要件でございますが、昨年度、3月の第443回定例会議案第8 号にて条例の改正を行ったところでございます。

> それから、入居収入条件でございますが、公営住宅の基準を参酌しながら条例 の改正をする予定でございます。12月議会に上程することを考えております。 そのときはよろしくお願いいたします。

国田昭市議員 私もこの福崎町の条例を今持っているわけなんですが、やはりこの分については、例えば収入におきましては政令月収が15万8,000円を超える方についてはそれ以上の入居費をいただくというようなことも書いてありまして、あくまでもこの15万8,000円以下という方が、要するに申し込みをされて、そして入居するという基準があるわけなんですね。この15万8,000円はいつごろ制定されたんですか。それをまずお尋ねをしていきたいなと思います。

住民生活課長補佐 この基準につきましては、公営住宅法が制定された年度からでございます。 冨田昭市議員 何年ごろですか。

住民生活課長補佐後でご報告させていただきます。

冨田昭市議員 これは全国一律に取り組んでいますので、非常に古い基準なんですね。それを今、平成24年のこの時代に結局この基準で話を持ったら、非常に門が狭くなってくるわけなんです。

ですからこういうことを考えながら、その地域地域によってこの基準を見直していくんだというのが、今回の意味なんですね。ですからそれをやはり――先ほども「これからやるんだ」というふうに言われましたけども、参考になるといいんですけども、若干申し上げますと、例えばその状況を考えていきますと、今は子育て支援とか、あるいは住宅の世帯構成の多様化を図る観点から、そういうものの取り組みの改正をやはりしていかなければいけないわけなんですね。ただこれは上位がするからというんではなくして、先ほども副町長からも話がありましたように、いかにその取りかえをして、住民さんが喜んでこの町で生活ができる

かということを考えていきますと、やはりより優しく、また町におきましても負担のかからないような、そういうふうな形で取り組んでいくのが妥当ではないかなというふうに思いますので、どうか今後の検討をしっかりとしていただきたいなと思います。

じゃあ次には、道路の構造の技術的基準について、お尋ねをするわけでございます。現在の状況を、少しお話を聞かせていただきたいと思います。

まちづくり課長 地域主権一括法に係る条例制定について、道路関係におきましては、市町道の 道路の構造とその基準、また道路標識の寸法の大きさ・文字の大きさ等、また自 動車駐車場・自転車駐車場の利用に関する標識の表示といったものに関する基準、 また自動車専用道に関する内容で2項目ございます。また、移動円滑化のために 必要な道路の構造に関する基準というものは条例化する、制定する必要がありま す

福崎町におきましては、今言いました道路構造の基準、また道路標識の寸法等、また自転車駐車場の利用に関する標識の表示、また移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準ということで、この4点につきまして条例を制定する事務を今、進めているところでございます。内容につきましては、道路である性質上、また国の基準がありますので、国の基準に準じる内容で条例制定という考えを持っております。

議 長 質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

 \Diamond

休憩 午前 1 1 時 5 6 分 再開 午後 1 時 0 0 分

 \Diamond

議長それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、吉識議員から早退届が出ておりますことを報告しておきます。

住民生活課長補佐 先ほどの公営住宅の入居収入基準額でございますが、公営住宅法は昭和26年 6月制定でございます。随時改正が行われ、現行の15万8,000円となった のは平成21年4月からでございます。

冨田昭市議員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それと先ほどの道路構造上に関することが、課長から現状についてご回答がありました。今までそういうふうな形で、道路の幅員とかそういうものが、都市圏と郡部においては違っていたわけなんですね。それでこのたびの改正におきましては、郡部におきましてもその幅員を狭くすることも可能ですよというふうなことが条例でうたわれているわけなんですね。

それで今の段階といたしましては、どの程度の場所をその条例に基づいて変えていこうというふうな計画はあるんでしょうか。お尋ねをいたします。

- まちづくり課長 今回、条例制定を計画しておりますところは、一定の道路改良、また新設道路 といった区分かと思っております。また、集落内におきます生活道路でありましては、最低 4 メートル程度で今やっているところでございますので、これらについては条例制定をする予定はないと。今、明確な答えができるかどうか、これから検証しながら、条例制定に入っていきたいと思っております。
- 国田昭市議員 要するに交通渋滞の、その地域の道路の課題への対処というようなことも考えられるわけでございますが、例えばこの役場前の信号、四つ角。あれも結局三木山崎線については、右折車線があるわけでございまして、交通渋滞もそんなにないわけでございますが、ところが南北になりますと、右折車線がないんですね、

あそこは。

それで、そういうふうな場所におきましても、今まで幅員を2.5メートルを持ってたところを、それを車幅いっぱいの1.5メートルぐらいまで可能だというふうなことが、郡部においてもできるようになるんだというようなことが言われているわけなんです。

ですから今、福崎町、あるいはよその地域から来られる方が、この辺の道路で 渋滞に巻き込まれて、非常に問題があるわけでございますので、具体的なそうい う検討がされていないのでしたら、その辺の検討もぜひともしていただいて、そ して右折車線の増設もお願いをしておきたいなと思いますが、その点はいかがで しょうか。

- まちづくり課長 現在におきましては、一車線の幅員を2.75メートルということで設置をしております。右折レーンにつきましても、町道におきましては3メートル、2.75メートルというような幅員を設定されているところでございます。大型車は約2.4メートル等ございますので、これらの通行を考えますと、現在の道路幅員は新設道路等、道路改修等では設置していくべきかなというふうにも思っております。
- 冨田昭市議員 実際にこの事例を取り組みいたしまして、実際に既に実施されているところもある――これは香川県の事例でございますけども、広い道路を狭くしまして、そして道路の運行をスムーズにしているというふうなところもあるわけなんです。ですからやはりやる気になりましたら、またどんどん申請をしていただいて、そして独自の条例で安心のおける、そういう交通網を整備していただきたいなと思いますので、これもよろしくお願いをしておきます。

次に、図書館法についてお尋ねをするわけなんですが、図書館におきましても、 今までのいろんな問題におきましても、運営審議会の委員の任命とか委嘱とか、 いろんなことがされているわけでございます。そして、今段階ではこの件につい てはご検討はされているんでしょうか。その改善策については。

- 社会教育課長 今回の一括法の改正というのは、図書館運営審議会委員のいわゆる任用の基準 が緩和されたものでございます。福崎町におきましては同じような形で、社会教 育委員会等で館長、図書館の意見を求める団体がございますので、今の段階では 審議会を設置いたしておりません。その関係で今回、条例改正は考えておりませ ん。
- 冨田昭市議員 はい、わかりました。

その次に、水道法についてお尋ねをいたします。とりあえずこの 4 法案については通告しておりますので、事前に調べているというふうに考えておりますので。これにおきましては、水道の技術者、管理者の職員の資格等についてうたっているわけでございますが、その辺のついての現状と今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

- 水 道 課 長 現在、水道課では、お尋ねの技術管理者の資格は3名が持っております。その うち2名につきましては、講習・研修を受けました後、検定試験に合格したもの であります。したがいまして、現在のところ、今回の改正に伴う資格の基準の変 更は考えておりません。
- 冨田昭市議員 これにおきましても、10年以上の実務経験というような形でうたってあると思うんです。それがやはり5年以上とか、あるいは専門大学卒業とかという形でいるいろ緩和されている部分もあるわけなんです。それに伴いまして、やはり余りきつい規制ではなくして、ある程度緩和された、そういう取り組みでもって取り組んでいけばいいんじゃないかなと思うわけでございます。

しかしながら、今回のあのような事故が起きましたら、やはりもっともっと厳しい対処をしていかなければいけないというようなことも考えられますけども、直接町の職員が仕事してるわけではございませんので、その監督業務を、あわせてまたしっかりと取り組みを強化していただきたいなとお願いをしておきます。

最後に、今定例会におきまして――これは民生参事にお尋ねをしたいわけなんですが、議案第53号におきまして、「福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」という形で提案がされておりました。これにつきましては、技術管理者ということで載っていたわけなんですね。これも、説明によりますと今回、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されたからこれをされたんだというふうな説明があったと思うんですね。この、従前と今後との違いを少しお尋ねしますけども、説明をよろしくお願いします。

民性参事機康福祉課長 これも地域主権一括法の関係で改正をされたわけでございますが、今まで法律によってその資格等の基準を決めておったものにつきまして、今度、条例でうたいなさいという、指示といいますか、そういう改正がございまして、町の条例にその部分をうたったわけでありますが、内容等につきましては近隣市町の動向等も勘案しながら、改正前と同様の内容で条例改正をさせていただいております。

冨田昭市議員 今、5法案についてお尋ねをしたわけなんですが、最初の総務課長のご答弁では、10本ほどあるんではないかなというような形でございましたので、その後、そのほかの分野につきましてもしっかりと検討していただいて、新しい分の基準を制定してもらうようにお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、通学路の安全対策についてお尋ねをするものでございます。

これは本年4月23日に京都府の亀岡市で、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込みまして、3人が死亡しまして、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生をしました。これは記憶に新しいことだと思います。そして、平成24年版の交通安全白書によりますと、昨年1年間の交通事故死者数が4,612名でありまして、11年連続の減少となっているわけでございます。しかしながら、交通戦争と言われたそのピーク時、1970年代の1万6,765人の死者数に比べますと、昨年はそれの3割以下というふうになったわけなんですね。しかしながら死傷者数は今なお85万人を超えまして、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても、これは過言ではないというふうに思うわけでございます。ちょうどこの死傷者数は1970年代のものと同等の数がけがをされているわけなんです。

しかも、死者数の中では、「歩行中」の占める比率が上昇をしているわけで、 交通事故死者数の原因を調べてみますと、2007年までは自動車乗車中が最も 多かったわけでございますけども、2008年以降は「歩行中」が「自動車乗車 中」を上回りまして、最多となったわけなんです。いかに歩行者が被害にあって いるかというのが、この数字で明らかになると思います。

福崎町におきましては、4つの小学校がありまして、その後、文部科学省あるいは国土交通省及び警察庁から全国に通知が発せられ、全ての公立小学校で緊急合同総点検が実施されたというふうに思いますが、その点の、先月末の点検結果をお伺いをしたいと思います。

住民生活課長補佐 志水議員の質問でもありましたとおり、本町では毎年4月末に、町内各小中学校に通学路危険箇所改善要望書を6月末までに提出するよう、依頼しておるところでございます。

本年度、提出された要望は全体で39件ありました。そのうち町独自の対応で 改良ができない箇所を緊急合同点検箇所に指定し、兵庫県姫路土木事務所福崎事 業所、公安委員会、福崎警察署と8月23日に現地協議を行い、兵庫県に書面に て提出する予定となっております。

内容につきましては、小学校の通学路ということで、田原小学校で3件、八千種小学校で2件、福崎小学校で4件、高岡小学校で4件、あわせて13件でございます。

- 冨田昭市議員 点検結果を――数字はよろしいんですが、具体的に、例えば福崎小学校の4件でございますけども、どういうところが挙がっているのか、その辺を教えていただきたいなと思います。
- 住民生活課長補佐 一つ目でございます。国道312沿い、新町でございます。歩行する児童が10名ほどおります。交通量の多い路線で、一部歩道が切れている箇所があります。この箇所が一つでございます。

それから二つ目でございます。甘地福崎線、JR福崎駅前のところでございます。児童が60名程度歩行されております。通行量も多い路線で、幅員も狭く、歩道がなく、車両との交替も危険で、通行上非常に危ないというところでございます。県道甘地福崎線です。

3件目です。田口福田線でございます。同じく場所も福田でございますが、4 0人ほどが通行されております。同じく通行量の多いところで、非常に危険ということでございます。

それからもう1点、新町西治線でございます。町道でございます。場所は西治でございます。同じく児童が70名ほど通行しております。これも同じく通行量が多く、歩道がないという箇所でございます。

冨田昭市議員 要するに、200人前後の児童がその危険箇所を通りながら今、学校に通学しているという実態ですね。これも、やはり歩行者優先とか、人間優先の交通体系の徹底をしていかなければいけないんではないかなというふうに思うんです。

先ほども申し上げましたように、やはり歩行中の事故が大変多くなっているわけなんです。いろんな問題点があるわけですけれども、近ごろ頻発している、そういう通学路での交通事故の原因としては、例えば居眠り運転とか不注意、無免許運転などが、明らかにルール違反であるわけなんです。そして運転手のモラルの低下によりまして、横断歩道等における歩行者の優先や、ルールを守っている歩行者は守らなければいけないわけでありますけども、やはりそれらがそういう場所で事故にあっているというのが現状であるわけでございます。

そして、この取り組みを行政として訴えていかなければいけないわけなんですが、その取り組みについてはどうでしょうか。その訴え方については。

- 住民生活課長補佐 町のできる範囲でございますが、引き続き、危険箇所につきましては学校教育 課、各小中学校、地元 P T A、警察などと連携を図りながら、危険箇所について は啓発していくところでございます。
- 冨田昭市議員 本定例会におきましても、いろんな方からそういうご質問がありまして、そしてそのようなご答弁をされているわけでございます。しかしながら、今回は緊急の合同総点検の結果を、やはり私は、点検のための点検に終わらせないために、目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施をしていかなければならないわけでございます。

調査結果を受け、取りまとめて、その対応策の検討に際しても、結果的には予算的な対策がとられないまま放置されているというのが、過去のそういう事例ではないかなというふうに思うわけなんです。ですから今回は、このように上位からこのように通達があって、そして現場で歩き回り、議論をし、対策をし、そしてこのような問題点を、先ほど見てきたように、挙げてきているわけなんですね。

これは必ず国にも、あるいは県にも、予算要求をしていただいて、実施に向けた取り組みを強く要望するものですけども、その点の実効策はどうでしょうか。

- 住民生活課長補佐 要望につきましては、県の教育委員会へ8月付で書面にて報告をしておるところです。また、県の土木の関係につきましては、11月に要望書を提出する予定でございます。
- 冨田昭市議員 私たちもいろいろと、政党に所属してる関係上、県とかまたあるいは国にもい ろんな形で会議をともにすることもあるわけなんです。そういうところでも訴え てまいりますけども、やはりこういうことが、国が進めてやってることについて 地元で挙げたら「お金がないんだから」。これだけに終わってしまうわけなんで すね。ですからこれは、しっかりと行政としても予算要求をしていただいて、や はり実行に移してもらいたいなと強く要望をしておきます。

そして、現在の道路交通法においては、スクールバスの側面、それを通過する際には徐行の義務があるわけなんです。そして、歩行者区分のない道路とか、あるいは高齢者、障がい者に対する義務は、これは規定をされているわけなんです。ところが、通学中の児童・生徒への安全配慮義務は、これは明確になっていないわけなんです、交通法規によって。ですから、運転者の意識啓発のためにその義務の明確化を、本町としては福崎警察署へ申し入れて、交通安全教育、あるいは運転免許の取得教育等に徹底するようにお願いするわけなんですが、その点についてはいかがでしょうか。してもらえますか。

- 住民生活課長補佐 福崎警察署交通係と相談をするわけなんですが、交通のキャンペーン、それから交通安全教室など――例えば、小学校、幼稚園のうさちゃんクラブや自転車の 危険の教室などを随時開催していきまして、交通安全の強化を図っていきたいと 思います。
- 冨田昭市議員 思っていくんじゃなくて、必ず実施してください、これは。

この会議におきましても警察署員が参加をされているように思いますけども、 やはりその場でもしっかりと訴えていただいて、やはり交通法規を変えていくぐ らいの、そういう決意でもって取り組んでいただきたいなと思うわけでございま す。

次に、本来、通学路の安全総点検は、継続されていかなければいけないわけなんですね。そして、23年度の事業では、通学路整備事業といたしまして――これは報告書の53ページに載っているわけなんですが、ちょっと開いてもらえますか。持っていましたら。

これには1点目に、町道の大門西光寺線におきましては、通学路にかかる生活道路の舗装工事といたしまして425万5,650円が使われているわけなんですね。そして2点目には神谷と福田地内で通学路のカーブミラー撤去とか、あるいは標識版の設置などにつきまして6万3,000円余りのお金が使われている。3点目には、辻川ですね、辻川地内の通学路への転落防止柵設置工事に10万1,850円が使われているわけなんです。

これにつきましては、特に私は関心が高いのは、今、1点目に言いました、町道の大門西光寺線。通学路に係る道路という形で、425万5,650円が計上されているわけなんですが、これ全部が通学路に関する道路の補修工事なんでしょうか。その点をご説明をお願いいたします。

住民生活課長補佐 ここの箇所につきましては、通学路の指定になっております。舗装工事と、それからちょうど桜池の土手になるんで、そこの土手の転落防止柵をあわせて設置しているという事業になっております。

冨田昭市議員 すると比率にしますと、通学路の対策費にしては大分少ないわけなんですね。

その土手の工事に大分かかっているというふうな考え方でしょうか。

- 住民生活課長補佐 転落防止柵――要はガードレールなんですけど、舗装につきましては1,61 0メートル舗装しております。それから、児童が池に落ちないような形の転落防 止柵をあわせて設置しているところでございます。
- 国田昭市議員 いや今私が言ったのは、この1点目の、要するに町道大門西光寺線の分で言ってるわけなんですが。その今言われた、転落防止柵については、これは10万1,850円計上されておりますので、それはそんなものかなというふうに思うんですが、非常に金額が多く計上されていますので、その分の全部がその通学路の安全費用に使われたのかなという質問をしているわけなんですけど、もう一度ご答弁をお願いいたします。
- 住民生活課長補佐 一番上段に書かれております約425万5,000円、これが先ほど僕が申しました舗装及び転落防止柵の事業費でございます。
- 冨田昭市議員 わかりました。一応そういう認識をしておきます。

そしたら、今後の考えをお伺いしますけども、来年度の予算としては、この学 校通学路の整備事業としてはどのくらい計上される予定ですか、予算としては。

- 住民生活課長補佐 今年度要望につきましては、危険箇所の改善に伴うガードレールとか啓発とか につきまして、100万円程度置いてるところなんですが、随時、危険要望箇所 が提出されましたら、現地確認の上、対応していくところでございます。
- 冨田昭市議員 先ほどの調べた結果を見てみると、非常に数多くの点検箇所があるわけなんですね。それぞれみんな危険な箇所なんです。これらを考えますと、来年度の予算はもっともっと余計にとらんと、これは全部できませんよ。ですからそれを、点検のための点検に終わらせないために、やはりせっかく調べてくれたそのものを無にしないようにやはり予算計上して、できるところまで改善をしていくというのが、これは行政の務めではないかなと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。
- 副 町 長 成田課長補佐が答弁したとおりでありますが、小学校の通学路としての13件のうち、国道に関するもの、県道に関するもの、また町道に関するものと、こういった形になっております。国道、県道に係るものにつきましては、県に要望いたしてまいります。なおかつ、町道に関する部分につきましても、これは実態として危険箇所改善につながるような、そのハード事業等に着手することができるかどうかといったような形では非常に難しい箇所がいっぱいございます。そういう箇所におきましては、今申し上げましたように、危険箇所であるという啓発等の看板や、そういう注意喚起を促すような形のものを示しながら、対応していくといった形になろうかと思います。

なおかつ、物理的にできるところであれば、そういったような形で対応してまいりたいわけでありますけれども、毎年こういった要望はいただいておりますし、継続してやっておりますので、それらについてもなお検討を加えながら対応していきたいと。なおかつ、これらにつきましても、計画的な形の上で進めなければ、一挙に解決がつくものではございませんので、その点ご理解を賜りたいと思います。

冨田昭市議員 なるべく安全のまちづくりと、子どもたちの安全のまちづくりをお願いしてお きます。

そこで本町では、交通事故の防止を目的にした交通安全対策事業を実施されまして、そして各団体の代表が出席されまして、交通安全対策会議を実施したわけなんですね。このように報告されていますけども、その開催した人数と会議の諸報告をお尋ねしたいと思います。

- 住民生活課長補佐 正副部長会――交通安全協会、それから学識経験者による構成で13名でございます。4回開催しております。それから、総会につきましては年2回開催しております。これは先ほどの正副部長会、それから各団体の長、学校PTA代表、消防団長、区長会代表などでございます。
- 国田昭市議員 今、課長補佐が言ったことについては、報告書の52ページに載っているわけなんですね。そのように実施しましたと言うて。それでその内容なんですよ、大事なのは。どのような内容を検討されたのか、その内容をお尋ねするものでございます。
- 住民生活課長補佐 内容につきましては、交通安全運動期間中の事業の計画、それから各交通安全 教室の活動や報告、予定など。それから広報部、それから施設部の点検、報告、 活動など。交通キャンペーンの開催、啓発の関係。それから各小中学校への教室 の開催など。それから町内のそれぞれの場所での立ち番の計画など。それから福 崎警察署交通課長による講話や研修などが主な内容でございます。
- 国田昭市議員 この件については、やはりこれは各市町だけでなくして、国におきましても交通安全確保に関する有識者懇談会も実施をされているわけなんです。そしてその中で、やはり内容については、今、課長補佐が言われたようなことではなくして、やはりしっかりとした具体案も出されております。例えば大きな項目だけ4点だけ申し上げますと、「子どもの命を守るための道路交通環境の整備について」とか、あるいは「関係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保について」。そして「危険性を予測し、自らの身を守るための交通安全教育の効果的な促進」だとかという形で、それぞれが4項目から5項目載っているわけなんですね。時間の関係上割愛しますけども。

そういう形で、議事録をしっかりと作成していただきまして、そういうものを やはり残して、また次期の会議を開くときにそれの反省をしながら、次期の取り 組みに向かっていくというようなことも必要ではないかなと思いますので、ぜひ ともその会議録の記録をお願いしておきます。

そして、交通安全対策の最後の部分でありますけども、これについては、今後の交通通学路の安全対策を抜本的に見直すために、やはりそれとは別に通学路の安全対策協議会の設置をしたらどうかなと考えますが、その点のお考えはいかがでしょうか。

- 住民生活課長補佐 本町では交通安全対策会議という母体がございます。その母体を活用しながら、 学校、PTAと連携を図り、通学路の安全対策に努めてまいりたいと考えており ます。
- 冨田昭市議員 はい、じゃあよろしくお願いをしておきます。

それでは3点目の質問の、コンビニにおける証明書等の交付についてお尋ねを いたします。

この、コンビニにおける証明書の交付は、2010年から試験的に始まりまして、現在は少しずつではありますけども、市町村の参加状況もふえてきているわけでございます。現在、一部自治体では実施されているコンビニでの交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブン・イレブンの約14,000店舗のマルチコピー機から住民票の写しや、あるいは各種の税の証明などを入手することができるわけなんです。また、このサービスにはこの2013年春から業界2位のローソンと4位のサークルKサンクスも参入することになっていますので、この利用範囲は大変に広がっていくものというふうに思っております。

コンビニ交付は自治体の窓口が開いていない日でも、また時間外でも証明書を

取得することができまして、住民が必要なときに、都合のよい場所でサービスを 受けられ、自治体にとってはサービス向上をさせるほか、窓口業務のコスト削減 の効果にもつながるというふうに考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

住民生活課長補佐 総務省で企画し、大手コンビニのセブン・イレブンが2010年から証明書の交付を始め、平成24年8月1日現在では56団体が実施しております。近畿地方では滋賀県が1市1町、大阪府で2市、兵庫県では西宮市と三木市が実施しております。交付対象は住民票、印鑑証明書、税証明、戸籍、戸籍の附票があります。ほとんどの市町が住民票と印鑑証明書のみを発行しておるところでございます。

また、導入経費としましては、初年度投資として約3,500万円程度かかり、 運営負担金として交付センターへ毎年100万円が必要となります。これら投資 の費用対効果、住民からのご意見や要望、そしてセキュリティなどを勘案してい く必要があると考えます。

コンビニでの交付は申請書の記載や身分証明書の提示が不要であったり、身近なところで必要なとき、夜間や休日などの証明書の発行が可能であったりと利便性はあると考えます。しかし、現在の窓口での発行業務では、住民と声をかけ合うことで請求者の必要としている証明書を的確に発行できるメリットがあります。このことが親切さであり、行政サービスと考えます。

導入している自治体を見ますと、都市圏で人口が多く、若者などの利用が見込めると思います。しかし、小さな福崎町では導入して継続していくだけの絶対数がないものと考えております。

冨田昭市議員 恐らくそういうふうなご答弁が来るのではないかなというふうに思いまして、 私も事前に調べてまいりました。

これは、この近畿管内にあります滋賀県の愛荘町です。この事例をちょっとお話ししますけども、この愛荘町は人口が2万674名、世帯数は6,948世帯、そして町の面積も37.95平方キロメートルで、福崎町とほぼ同じ規模の町であるわけなんです。所内には各証明書の自動交付機が設置してあります。役場に入りますとすぐ左側にその証明書の自動交付機があるわけなんです。そして、窓口業務と合わせまして、年間で2万3,147枚のそういう各種の発行業務を行っているわけなんです。

そして、この町ではすごいことには、住民へのさらなる交付サービスを向上していくために、コンビニ交付を検討しまして、22年の11月1日からサービスを実施しているわけでございます。このときには多くの関係者が出席のもと、テレビとか新聞とかラジオでこの報道がされまして、結果的には大変な評判となりまして、同時に住民への周知が大きく広がりまして、住基カードの理解を得たわけでございます。

住基カードの発行枚数も同時に進めまして4,277枚となりまして、人口の交付比率も目標としていた20%を超えまして、21%になり、現在では25%を見込んでいるというふうなことでございます。

そして、このように何かのきっかけで、やはり住民の意識が変わり、行政のサービスが向上することによりまして、町全体に活力が湧いてくるというふうなことも言われているわけなんです。

そこで、お尋ねをするわけなんですが、現在、福崎町の窓口業務で取り扱っていますそのサービス――住民票の写しとか、あるいは印鑑登録とか、戸籍の証明書、その他もろもろたくさんありますけども、その年間の発行枚数と、それにかかる時間、そして人件費がどのくらいの経費がかかっているのか、その辺をお尋

ねしたいと思います。

- 住民生活課長補佐 窓口係 3 人で業務に当たっております。件数としましては2万2,921件でございます。昨年度の実績でございます。人件費としましては、3名でかかっておりますので1,700万円程度ではないかと思っております。平常時プラス、金曜日は2時間延長が含まれておるところでございます。
- 冨田昭市議員 これもやはりいろんな――それは地域によって、利用度によって違いますけど も、やはり1枚当たりのかかっている費用なんかは計算をされました。それはし てない。してますか。
- 住民生活課長補佐 開庁時——8時半から17時15分までの間でございますが、1件当たり74 0円程度、それから金曜日のフレックスにつきましては1件当たり1,180円 程度じゃないかと計算しております。
- 国田昭市議員 これは別の地域で調べた分ですけども、コンビニの交付におきますと、1枚当たりの経費が241円ということでございます。そしてここは交付枚数が非常に多いんですけども、8万5,695枚発行してるわけなんですね。それで総事業費におきましては、2,062万1,000円かかっております。ですからやはりその辺の、人件費が174万3,000円ということで、非常に安くなっているわけなんです。ですから私はこの辺についても、やはり効率も上がるし、経費的にも安くなってくるんではないかなと思うわけなんです。

最近におきましては、経費の削減につきましては本町もいろいろと取り組んでおりまして、庁舎内の電力の削減から水道に至るまで、無駄を省く努力をしているわけであります。そうかといって、住民サービスを低下させてはいけないわけでございます。

また、2日前の神戸新聞を見てみると、太子町の町長が報酬の20%をカットするんだということで、教育環境の充実を図るために事業費として自分の報酬から289万円を捻出したというふうな報道もされておりまして、各自治体ともいろんな形で経費削減の取り組みをしているわけなんです。少し余談になりましたけども。

そのような中で、やはりこのランニングコストを考えますと、今後検討を重ねる価値があるのではないかなと思いますけども、実際のところ当局のご見解をお尋ねいたします。

- 住民生活課長補佐 先ほどの答弁でもありましたとおり、この小さな福崎町ではコンビニなどを活用する自動交付機というものじゃなくて、住民が役場に来られて、窓口で対応するというような方法をとっていきたいと考えます。
- 冨田昭市議員 それでは、現在福崎町におきましては住民基本台帳カードを発行されているわけなんですが、何年たって、そしてそのカードをお持ちの方はこの9月現在で何人ぐらいいるんでしょうか。また紛失され、問い合わせがあったその枚数は何人あるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。
- 住民生活課長補佐 15年8月から始まっております。10年が経過しております。平成24年8月末現在でございますが、交付数としましては1,018枚、有効な住基カードとしましては906名が持っておるところでございます。紛失につきましては、この間12件の問い合わせがあったと聞いております。
- 冨田昭市議員 そしたらこの住民基本台帳カードの枚数は、本町としてはどんな認識を持ってます。この906枚ということについては。
- 住民生活課長補佐 兵庫県の中でどういう位置にあるのかということで、ちょっと調べたんですが、 41市町中、現在24位という形でありまして、普及率としましては5%でございます。だからまあ以下でもなく、中間ほどと考えておるところでございます。

冨田昭市議員 これね、せっかくいいものを発行しておきながら、わずか5%以下というのは 非常に残念です。やはりこのカードは、私は福崎町のカードも何枚か持っている わけなんですが、努力が足りないと思いますよ。これが住基カード。これをわか らんと思って私、コピーをしてきました、カラーコピーで。これが私の住基カー ドです。わかりますか。持ってない方。

それで、こういうカードを使うこと、利用することによって、銀行とかこういう行政機関、もうほとんど使えるんです。免許証がわりに。自分の身分証明書として。それで、特にICカードを使って国に登録しておけば、例えば年金の、年間の受給の手続とか、いろんなことに使えてすごい便利なんです。せっかくこういう便利なものがありながら、それをまた行政として啓蒙しないで、そのまま906枚で満足しているという数字は、これはとんでもないと思うんです。

やはりこれを――例えばこの住基カードに印鑑登録を載せる、あるいは図書館カードを載せる、あるいは保険証を添付するという形で、一体にしたら住民のほとんどがこの住基カードを登録してくれるんですわ、これを。そしたらこれ1枚で全て間に合うんですね。保険証、それから図書館のカード。これ1枚でいけるんですわ。そういうふうなことを考えながら取り組んでいけば、私はこの住基カードはもっと持ってくれると思うんです。利用度もふえてきますから、非常に利になるんですわ。ですからそういうことをやはり広報等でも訴えていただきながら言っていけば、多くの方がこれを登録されて、そしてお年寄りなんかは特に免許証がありませんから、自分ちの身分の証明とか、あるいは途中で倒れても、これがあれば役場にご連絡してもらうようになってますから安心なんですね。その辺に結局、安心・安全のまちづくりが出てくると思うんです。これもういろいるばらばら持ってれば、これ1枚なくしたらまたこれね――これは1枚しかありませんから、これ大事にしますけども。そういう形でやはり何か、一体としたそういう取り組みもしてはどうかなと思いますが、どうでしょうか。副町長。

副 町 長 もうご承知のように、無料で交付する期間もありました。そういうときには広 報紙等も含めて啓発したわけでありますけれども、なかなか普及しなかったとい う結果になっております。

今、冨田議員がおっしゃっておられますように――ICチップを、どない言うんですか、貼りつけることによっていろんな情報が入るといったような形の、そういったように利便性も追求されるべきところまで来ておるようにも聞いております。そういったような事柄も研究をしながら、またこれは国も県も推進しておる事柄でもございますので、機会あるごとに普及啓発をしてまいりたいというように思います。

冨田昭市議員 いずれにしましても、今回私が質問した問題は、住民の生命にかかわる問題と、また住民サービスの向上につながるものばかりでございます。福崎町が今後も単独行政を貫いていくならば、他市町よりも一歩進んだ取り組みで、ここに住んでいる方が喜び、そして生きがいを感じ、いつまでも福崎町に住み続けたいといえるような町の構築をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

長 以上で、冨田昭市君の一般質問を終わります。

次、10番目の通告者は小林 博君であります。

1. 環境・ゴミ処理問題について

議

- 2. 駅前周辺整備など都市計画について
- 3. 災害防止の取り組みについて
- 4. 教育、子育て支援について
- 5. 入札工事管理など行政改革について

6. 前回質問事項その後について 以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

最初に、くれさかを中心にした問題でございますけれど、前回もお尋ねをし、くれさかの議員にも出させていただいておるわけで、おおよその流れは理解をしておりますけれど、一番肝心なのは、今後の廃棄物行政を進めていく上で、くれさかの将来がどうなるかという、そのことでありまして、福崎町については前回の議会でも、「福崎町としてはくれさかの存続を希望している」と、「そのことを前提にして福崎町の廃棄物処理計画もつくっている」というふうなことでありました。

そういうことなんですけれども、そこでそれ以降、福崎町と姫路市の協議はどのような進捗状況であり、あるいはどちらを向いて進んでおるのかというようなことについて、まずご答弁を願いたいと思います。

住民生活課長補佐 8月20日に副町長、それから姫路市環境局長とで将来計画調整会議が開催され、意見交換を実施したところでございます。

姫路市の考えとしましては、外部包括監査、それから市議会の意見も踏まえ、 焼却施設は平成27年度末で廃止し、最終処分場、粗大ごみ施設などについては 延命化を図ることを望んでいるということ。それから、くれさか環境事務組合の あり方についても指摘を受け、町からのごみ処理委託なども考えておられるとい うことでございます。

本町としましては現施設を可能な限り使用し、最終処分場につきましては平成44年度まで埋立処理が可能であることから、一部事務組合を存続し、くれさかクリーンセンターの継続運営を望んでいるところでございます。

将来計画の基本方針につきましては、今年度中に方向性を決める必要があり、 姫路市との協議を進めていくところと考えております。

- 小林 博議員 姫路市の立場も報告をされましたけれども、そんなに毎日のように協議を重ねるというわけにもいかないというふうに思いますので、これまでの協議の中でおよそどちらを向いているかというふうなことは表明できますでしょうか。
- 副 町 長 私が調整会議で発言させていただきましたのは、広域消防における分野でなかなか福崎町の意見が反映していただけなかったということもあり、事務処理というんでしょうか、事務委託ではなかなか難しい点があるといった事柄を踏まえた形の中で、今の形態で存続をしてほしいという要望は強くいたしております。

なお、姫路市につきましては、できることならば、くれさかクリーンセンターを姫路市の施設にし、なおかつ福崎町のごみ――可燃ごみを含め、粗大ごみ等につきましては、いわゆる事務委託で受けていきたいといったような主張がございました。これは先ほど成田課長補佐が申し上げましたように、議会の意見であったり、また監査法人の意見であったりといった形の中で、これらもそれぞれに文書化もされており、それらにつきましては姫路市当局にもそういう意見が出ておりますので、これらについては、姫路市の環境局長におきましても、無視のできないような状態であるといったような事柄でございます。

今後につきましては、それらを踏まえて調整会議を続けていく上で、なおかつ 姫路市の部長、並びに私どもの担当課長等で協議を重ね、それらについて意見が ある程度すり合わせになった段階において、もう一度副町長と局長との調整会議 といったような形でと、今回はそういう話し合いを行ったわけであります。

なお、先ほども補佐から申し上げましたように、今年度中に方向性を決めなければならないということもありますので、それらについては早急にまた対応して

いきたいと思っております。

小林 博議員 くれさかの組合がつくられたときの精神に立って進めていくということが大事だというふうに思います。さらにごみ処理についても、大型の施設に集約をしてしまうということのプラス面とマイナス面もそれぞれあるわけですから、ぜひ近いところで、現在の形態が守られる形で進んでいくように要望をしておきたいと思います。

今、夢前町では民間の産廃処理場の問題をめぐって、いろいろ問題も起こっており、非常にこういった廃棄物の問題につきましては神経を使った交渉になろうと思いますが、現在の形の継続をぜひ理解してもらうように、努力を求めておきたいと思います。

次に、町の廃棄物処理計画は、町のごみ行政、廃棄物行政の中での基本的な位置づけだと思うのですが、これはどんなふうにして位置づけがされておる――どういう行政の中での位置づけなのかという点についてお願いをしたいし、これは簡単でよろしいですが、さらに、ごみの減量化ということについてもうたわれておりますけれども、全体を通しての目標数値はあるわけですが、これを年次ごとに幾らずつ減らしていくかとか、あるいはその目標を達成するための具体的な方策。それらについてお聞かせをいただきたいと思います。

住民生活課長補佐 廃棄物処理計画でございますが、兵庫県廃棄物処理計画を上位計画としております。福崎町一般廃棄物処理基本計画につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき制定されました。

ごみの減量化についての目標でございますが、町内の廃棄物の現在の実績値は、ごみ排出量としましては1,053グラム——1人1日当たりでございます。これを国、県が目標値として掲げておる、排出量の923グラムを達成できるように処理計画を作成しております。町の目標としましては、1人1日当たりのごみの排出量を、900グラムを目標とすることで、予想値に対して1人1日当たりのごみ排出量を1%減量することを掲げております。また、リサイクル率につきましても、平成33年度に20%を目指すこととし、集団回収量を1年ごとに8%増量することを考えております。

これらの取り組みに加えまして、いわゆる3R——発生の抑制、再利用、再使用。それから2R——不要なものを受け取らない、修理して長時間使うということを基本理念として作成しております。

本計画は平成24年度から33年度までの10年計画とし、これは今後もくれ さかクリーンセンターの継続利用を前提として策定したものであります。

- 小林 博議員 各家庭へのPRとか、あるいは事業所への協力という点も必要になるということで書かれておるわけですが、それらの具体的な手法。それらについてはどうでしょうか。婦人会もなくなっており、そういう点では不満足の部分もあろうと思いますが、具体的にどのように事業所あるいは町民への啓蒙をされる予定でしょうか。
- 住民生活課長補佐 具体的な方法――大きなものでございますが、出前講座、啓発ポスター、それから広報、チラシなどにより、住民にPRをしてまいります。学校へはごみの減量化への教室を実施し、事業者に対してはクリーンキャンペーンを展開し、そしてわかりやすく見やすい収集ごみカレンダー、それから分別表などを作成し、住民に周知し、ごみの減量化に努めてまいるところでございます。
- 小林 博議員 あくまで強制でなく、自発的に協力をしてもらえるような形をとらなければなりませんので、そうした努力を積み重ねていってほしいと思います。繰り返し繰り返し行うという、そういうことが必要になろうと思います。

また、子どもたちは素直で、大変素直に受け入れやすいので、環境教育の一環としてこうした問題も取り組んでいただいておると思いますけれども、よろしく教育委員会でもご配慮をお願いしたいと思いますが、どんな取り組みになっておるでしょうか。

教 育 長 学校ではエコ教育を進めておりまして、その中でごみの減量化の、そういう問題も対応していると思います。

小林 博議員 家の中で、子どもが言えば親も従わざるを得んという部分もありますので、特にそういう点での役割も大きいのではないかと思っております。

され、くれさか問題が非常に重要な段階に来ておるわけでありまして、市川、神河の問題も絡んできて、非常に複雑になろうとは思いますけれども、現在の形が継続をされるように、難しい努力ですがお願いをしたいと要望して、この問題をまとめておきたいと思います。

次に、駅前周辺整備等の問題でありますが、先に街路計画の見直しということが出されてきております。私もこれまでの街路計画をそのまま置いておくのではなしに、一定の現実に合わせたものに直す必要もあるのではないかという意見は持っておったし、この場でも表明をしておるんですが、県の示した形をそのまま進めるということになれば、非常に大変だと思うわけです。なくしてしまうだけでよいということにはならないと思うんです。かわりにどうするか、どういうまちづくりをやるかということを進めなければならないと思いますけれども、そういう面でどんなふうな方針を持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 現在、都市計画道路見直しについては平成23年3月に県が策定しました「都市計画道路網見直しガイドライン」に沿って検討を行っているところでございます。

基本的な考え方につきましては、都市計画道路を主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路等の区分に区分いたしまして、それぞれの路線、階層区分に応じた客観的な評価項目に基づき、位置づけの必要性を評価します。その後に地域の固有要素、また町の持つ計画等を町の視点に基づく必要性の検証や見直し結果に伴いまして、町として道路網の連続性、また代替道路のあるかなしか等を検証しながら、また、計画道路の横断的な断面構成も検討を行っていくことによります見直し作業ということになってまいります。

議 長 質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は2時20分といたします。

 \Diamond

休憩 午後2時00分 再開 午後2時20分



議 長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、釜坂議員から早退届が出ておりますので、報告しておきます。

小林 博議員 基本方針ということで述べられたわけですが、全線廃止の検討とか、あるいは 部分的な廃止の検討とか、いろいろあろうとは思いますけれども、それが福崎町 のまちづくりの計画にとって、機能を損なわないように考えていく必要もあろう というふうに思います。

> 例えば大門福田線。仮に大門福田線などがなくなるということになりますと、 福崎町の北側での、市川の東西の連携がなくなるということにもなるわけですか らね。これは例えばの話ですが、そういう点でのその機能、計画のその機能をき

ちっと持っていくということが大事だと思いますので、できるだけそういう検討が通るようにお願いをしたい。そしてオープンな形で議論ができて、町の主導的な計画が通っていくように努力をしてほしいというふうに思います。県の一方的な方針だけで、単なる廃止だけが先行するということにならないように求めておきたいと思うわけです。

それで街路計画については今、県が新聞にも発表して進められておるわけでありますが、街路というのは用途区域や、あるいは土地利用、雨水排水など、まちづくりの根幹の問題でありますから、街路の見直しというのはそれら含めて、全体を含めて影響をしてきますので、そういう計画を用途区域、あるいは市街化区域——用途区域等、それらの見直しも合わせて検討をされるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

監 まさに議員ご指摘のとおりでありまして、都市計画道路は都市の骨格を形成するものでありまして、この道路を前提に周辺の土地利用が設定され、またこの道路を導入空間として雨水排水計画が設定されているという面もございます。

ですから、都市計画道路の見直しに当たりましては、これら関連する計画、それらそのもののあり方も含めまして総合的に検討していく必要があると考えております。

小林 博議員 県の新聞発表を見る限りでは、何か、街路問題だけが突出をして先行されているような気がしますので、そういう心配をしておるところでございます。そんな意味で、先ほど言いましたように、できるだけオープンな形で議論ができるようにお願いをしておきたいと思うわけです。

次に、駅前周辺の問題でありますが、これまで駅前周辺につきましては、県道につきましても街路計画の決定を打って、そして進めたいというふうな、そういう計画だったと思うのですが、北山議員に対する答弁の中でいろいろと言われたわけですが、その点について、その内容が具体的に年次計画になっているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、これがなかなか案として駅前広場とその道路がどんな形になるのかということがはっきりしないと、第1次計画として先行するんだというふうな話もされておりましたけれども、いずれにしても計画決定ということが優先をするわけです。そういうことになりますと、その案を早く公表する必要があろうというふうに思うんですが、なぜ公表がおくれているのか。まだ案が定まっていないからなのか、あるいは、定まっているけれども何か他の事情で発表できないのか。いろいろ想像ばかりしておるのですが、どういう状況なんでしょうか。

監 案につきましては、関係機関と協議をしておりますけれども、まだご提示できるような形で定まっていないという状況にございます。

スケジュールなんですけれども、先ほどの都市計画道路網の見直しのスケジュールがございます。この見直しのスケジュールでいいますと、26年度末までに一応、町としての対応方針を決めた上で、見直すもの、見直さないものを決定した上で、都市計画の見直し手続自体を26年度から進めていくと、こういうスケジュールで考えております。

県道甘地福崎線におきましても、都市計画の手続を踏んでいくということで取り組んでおりますので、そのスケジュールを勘案いたしますと、望ましいスケジュールとしましては、手続としてはやっぱり26年度に手続に入れるような形。遅くともそういう形で進めていく必要があろうかと思います。ですから、望ましいのは24年度末に計画案がまとまれば、一番望ましいんですけれども、現状ではなかなか難しいかもわかりませんけれども、できるだけ早く取りまとめられる

技

技

ように取り組んでいきたいと考えております。

小林 博議員 これまでの説明では、全体の街路計画の見直しやら市街化区域の見直し等を含めて26年というふうに言われておりましたが、それとは別個に、駅前につきましては、それだけ単独の計画決定を進めることを考えているというふうに理解をしておったわけですが、今の説明ですと、何か一体のもののようにお聞きをするんですが、その点についてはこれまでの説明と変わったんでしょうか。

技 監 すみません、私の説明が不足しておりました。

「遅くとも」というスケジュールで先ほどは申し上げたんですけれども、我々の取り組み姿勢としては、できるだけ早く計画を取りまとめて、それを先行して手続を進めていきたいという方針には変わりはございません。

小林 博議員 これまでも、もう40年間もこの駅前問題はずっと議論がされて、繰り返されてきたわけです。この間、薬科大学とか、あるいはサンライズさんによる計画とか、さまざまな民間の計画も途中で入ってきて、そして結果として何もならないというふうなことですね。薬科大学ができる前のときの計画づくりでは、県のそれぞれの担当課のところで意見が違うということが、よく説明で聞いていたわけですが、県もそういうことが繰り返されて、全く町民の前に、あるいは我々の前に、「こういう案でどうですか」というふうに発表されることなく、ずっと長い間進んできたわけです。

今の説明を聞きますと、これもこのところ一、二年、もうずっとそういう同じ説明なんです。本来なら去年の今時分の議会の議論では、もう去年の年内、あるいは24年の3月までには案が公表できるというふうな形で説明を聞いておったと私は理解をしてるんですが、それがまだ定まらないままでいくというのは、改めてどういうところにそういう原因がといいますか、事情があるのか。午前中の説明では、駅前から踏切までは第1次計画として急ぎたいというふうに言われております。緊急性があると言われております。そういうことなら、なおのこと早く決定をしなきゃならんというふうに思うんです。それが計画として発表できないというのは、県との調整が手間取っておるということですか。

監 現時点で計画が発表できないということにつきましては、道路管理者である兵庫県から道路の計画に関する合意が得られていないということ。それから駅前広場につきましてはJR、こちらの同意も必要ですので、その同意が得られていないということがあります。

ただ、議会や地元に提示させていただくのは、案が全く固まってからというわけでもなくて、それぞれが許容できない範囲がありまして、ある程度、この範囲であれば、この案か、この案か、この選択の範囲になってきたと、そういう状況になれば、その中からどれがベストな案かという選択をできる状況になりますので、そういう状況になればご提示できるような形になろうかと思います。現時点ではまだそこまでいっていないという状況にあります。

小林 博議員 それでは提示できるのはいつになるわけですか。いつを目標としておられるわけですか。

監 目標としましては、今年度中に計画を取りまとめて、来年度に地元と協議できるような形で進めていきたいということでは考えております。

ただ、これまでも、駅前広場を設置することによりまして県道がつけかわる形になりますので、町主導によって計画を策定して、関係機関と協議を進めてきております。ただ、道路管理者である県の財政が非常に厳しいということで、なかなか慎重な姿勢を崩さないという状況があります。

先ほどの答弁でも説明させていただいたんですけれども、「何とか早期整備が

-38-

技

技

できるような事業手法を研究しております」という答弁をしておりますけれども、これは、例えば道路は兵庫県、駅前広場は町、これが整備する場合の一定の負担というものが計算式、補助率によって計算すれば出てまいります。この補助率と大きく変わらないような形で、例えば駅前広場をつけることによって道路のつけかえが生じますので、原因者である町が、例えばそういうものを整備することができないのか、それが大きな負担を伴わずにできるのかできないのか。そうすると町の意向がある程度反映した形で計画が進められるのではないのか。そういうことも含めて、現在、検討を進めておるところでございます。他の道路管理者の計画に差しさわることでもありますので、なかなか現時点ではお示しできないと、そういう状況でございます。

小林 博議員 期待を持って見守らなければならない、待たなければならないということにはなるわけですけれども、何かもう、このところ長い間同じような対応ばかり聞かされておるということでありまして、すっきりとしないわけです。午前中の北山議員に対する答弁を聞きまして、一部、喜びっ放しでよいのかなという、そんな気もしながら聞いておったわけです。ですから、そこのところはもうはっきりと公表をしていくということも要るのではないかというふうに思うんです。「今、案は三つあります」という形ででも、出せるなら出せばよいと思うのですが、できるだけ早く進捗するようにしてもらわなければならないというふうに思います。議会や町民の前に、早く出していくということが、ある意味で必要ではないかというふうに思うわけで、そのことを改めて言っておきます。

さて、駅のバリアフリー化のことについても言われました。前回、私も聞いて おったわけですが、3億円というふうな話で出されておりますが、この負担割合 等につきましては、これは法律か何かで決まっておるわけですか。

監 基本的な補助率というのは決まっておりまして、あとJRの乗客数、これが3, 000人以上のものについては、一応、県の要綱で県が6分の1を負担すると、 そういうのが決まっております。そういうことで、先ほど申し上げたような負担 割合になっております。

技

技

- 小林 博議員 前回の答弁では、「JRにも問い合わせて、その優先順位がどうなっているかということを確認してくる」というふうな話でありました。その点について、どうなんでしょうか。一応、平成27年というふうな話がされておりましたけれども、年次はこのように理解してよろしいんでしょうか。優先順位についてはどうなっておるのかということを含めて、答弁を願いたいと思います。
 - 監 先ほど27年度と申し上げましたけれども、これは一例として申し上げております。JRの中でも管内に幾つかバリアフリー化をしようという意向がある駅がございます。さらに近畿管内ではJRだけではなく、私鉄もありますので、それらが当該年度の補助を得られるかどうか。そういう形で要望がなされます。ですから、要望したからといって必ずしもつくことはないというのがまず1点です。それから、駅前広場との計画の整合性も含めて、どういう形で進めるのが一番いいのかということがございます。駅前広場は計画から、用地買収が入りますので、完成までにある程度長期間を要します。ただ、先ほど申し上げましたように

いいのかということがございます。駅前広場は計画から、用地買収が入りますので、完成までにある程度長期間を要します。ただ、先ほど申し上げましたように、バリアフリー化は手続としては3年、その前年に計画を固めるとして4年で完成まで運ぶという状況にありますので、例えば私が望ましいと考えておりますのは、スケジュールが許すならば、駅前広場の計画がある程度固まった段階でバリアフリー化の手続に着手する。工事の終わりのほうの段階で、手戻りのないように工事をすれば、一番整合が取れた形で、問題のない形でできるのではないかと思っております。ただ、駅前広場の計画が余りにも——こういうことがあってはなら

ないんですけれども、おくれそうな場合には、駅のバリアフリー化を先行すると。 そういう検討も必要かと思っております。

小林 博議員 それでは、27年というのは「仮に」という話なわけですね。

そうしますと、都市計画決定の年次が26年、27年というふうな、そんな数字に合わせてということになりますとなかなか、これも確定的な年数としてはなかなか言いにくいと。議会で平成27年というふうなことが技監の口から言われますと、「平成27年工事」というのがもう外へ走りますからね。ですからもう、これは一つの計画の年数ということで走るわけです。それを違えるとまた「うそをついた」ということになったら困りますので、一応そういう理解でよろしいですか。27年ということが言われた以上、「仮に」ということがついておったとしても、27年というのはある程度期待を持ってよいという、そういう年次としてよろしいわけですね。

副 町 長 今、事業計画の中における分野で、「もし仮に」という前提条件をつけて技監 が答弁したわけであります。私からは財政概要、財政計画の上から答弁させてい ただきたいと思います。

といいますのも、子育て支援であります幼児園建設でありますとか、田原小学校の体育館の建設でありますとか、そういったようにして、多額の費用がかかる計画も、片一方ではあるわけであります。なおかつこれら駅舎におけるバリアフリー化についての財源構成は技監が申し上げたとおりでありますけれども、基本的にはJRはそんだけ大きなお金を負担すべく計画はなかなか立てにくいということもあります。

小林議員ご存じのとおり、複線電化を進めるに当たって――電化を先行したわけでありますけれども、その中におきますJRの負担分につきましては、町から無利子貸付という形になっておりまして、これらも償還年限が来ますとまた借りかえといったような形になっておりまして、なかなかJRはそういった資金提供ができないと。この駅舎のバリアフリー化の財源構成につきましても、もしそれらがJR、また県・国の理解が得られたとしても、JRへは町から資金提供といったような、無利子貸付のそういった手法になろうかというように思っておるわけでありまして、それゆえに財政計画等については慎重にならざるを得ないというところであります。

しかし、福崎町の長年の懸案課題でありますので、それらにつきましては、財政的な面もございますが、積極的な展開を図りたいというのは、もう技監の申し上げたとおりであります。

小林 博議員 財政に強い橋本副町長の言われることですから、そのように受けとめなきゃならんというふうに思うんですが、事業当局は積極的な展開をしたいということのようでありますから、それはそれとして進めていただきたいということであります。 JRの中での順位という点にまでついても、まだ位置づけはわからないということですね。はい。

そういう状況のようでありますから、努力方を求めておきたいということしか言いようがないわけですけれど、何かしらいつも同じような感じで、もう一歩前へ行かないなという感じがしています。すっきりといい答えが聞けて、気持ちよくこの議会が終わって、後、爽やかな気持ちで町の中へ出られるようにしてもらいたいもんだなあというふうに思っております。町民の前に行って、「こうなりまっせ」と、「こういうことですわ」と言って、気持ちよく話ができるようになりたいもんだなあと思っておるわけです。

そうこうしておる間に我々も来年4月でこの任期が終わりますので――3年半

前には、もうこの期はずっとこの駅前問題に力を入れてということで決意をしてきたんですが、1期終わってみても、なかなかはっきりした形が出ないということでは何とも情けない思いをいたしますので、ぜひ我々のこの任期が終わるまでに、ひとついい答えが町民に向かって発表できるようにしてほしいということを改めて言っておきます。

次に、公園管理の問題でありますが、市川河川公園は、ことしは2回芝生の手入れ回数もふやした形、あるいは植栽管理も含めて委託契約がされておりますので、ことしはこれまでと違って非常に快適な環境になって、非常に喜ばれております。

そういう事情があるわけですが、私はこういう経過をみて思うのですが、やっぱり相手が芝生とか植栽とかという、そういうものでありますので、土木を中心にした業者も含めて入札をするというふうなことではなしに、やっぱり造園を中心にした業者で入札をして管理をしてもらうということが、やっぱりよいのではないかという、そういう感じを持つわけです。

これまでもそれぞれ――名前はいろいろ言いませんけど、複数の町内の造園業者の方々が、それぞれやられたことがありますけれど、ですからそういう競争入札のできる、それだけの造園業者も町内にあるわけですし、そういう形を進めていただくことがよいのではないかというふうに思いますが、その点についての答弁を求めたいと思うんです。

これらが生き物でありますから、もしよければ複数年契約等も考えたらなおいいのかなと。またそのことによります公正さ、競争性等との問題の、またいろんな疑問も出てくると――問題や複数年契約についてはいろいろあるわけですが、一つの検討の課題かなと最近思っているところでありますが、答弁を求めたいと思います。

副 町 長 まさにそのとおりでありまして、造園業者によるものと建設業者によるものと、 管理の仕方は若干異なっておるのではないかというように思っております。過去 には町内の造園業者のみで入札をした事柄もございます。しかしその入札結果に つきましては、いろんな疑問点等があるというような指摘も受けたわけでありま して、それらを踏まえ、建設業者にも入札参加の機会を与えたということであり ます。

今、言われました事柄につきましては、競争入札の選定の委員会も設けておりますので、その中で諮りながら、競争の原理等を踏まえて、きちっとした形の中で、また管理のあり方等も担当課のみならず、今一番使っておられます方々にもそういったようなことを聞きながら、対応してまいりたいと思っております。

小林 博議員 次に、災害防止の問題ということで、毎回取り上げておりますし、今回も何人 もの方から質問があるわけですし、区長会の要望書も今回はとりわけ災害対策の 問題が多いというふうに言われましたけれども、私も目を通してみまして、同様 の感を持っております。

したがって、水害の常襲地帯については、具体的な一つ一つの対応が必要ではないかというふうに思うんです。福田の西部の、福伸電機の社宅あたりの問題につきましては、松山川の砂防ダムの問題等が取りざたされておりましたが、今回の表明では、それが県としても非常に難しいというふうなことだということを聞かされて、これまた何だというふうな思いをしておるわけであります。

それはそれとして、仮にここがほ場整備をやられたとしても、このここはそれで解決するのかなという、そういう疑問もまた持つわけであります。やはりこの地域の、住宅や社宅のある地域の排水路をきちっと整備をしていくということが

必要ではないかというふうに以前から思っておるわけでありまして、そういう形で具体的に進められるほうがよいのではないかと。仮にほ場整備がやられたとしても、このここの水路整備は必要にならざるを得ないだろうと思うんです。その点についてどうでしょうか。

まちづくり課長 この地域におきますほ場整備計画でありますけれど、ほ場整備の中では排水路 等の計画ができることとなっております。ここにはため池もございますので、それも含めた雨水排水計画をほ場整備の中ですることは可能と考えております。

また、今ご指摘ありました排水路計画――また違った独自の水路計画と、排水路計画ということでございますけれども、それらにつきましても今、検討をしているところで、どういった経路で排水をするのか。ほ場整備を別な事業として考えたときに、経路はどうかということの検証等も行っているところでございます。これら検証ができましたら、地元へ情報を提供して、計画の進め方等もありますので、調整をしていきたいとは思っております。

- 小林 博議員 ほ場整備だけで解決をするかという、そういう思いをしておるわけです。その 点についてはどうです。できますか。
- まちづくり課長 ほ場整備につきましては財源的にも一番有利な方法かなというふうには感じております。ただ、この地区の計画——今検討をされている段階で、実施までには数年かかるというところでございます。

また、前川議員の答弁の中でも答えさせていただきましたように、一部につきましては地元にも負担をいただくということも考えて、水路計画ができないかという検証をしておりますので、これらはほ場整備とまた別のことで考えておるところでございます。

- 小林 博議員 次に、川端川の関係がこれもずっと言われておるわけですが、本年は設計ということで言われておりましたが、何かことしの8月ぐらいまでに調査が終わるというふうなことだったんですかね。どういう進捗状況になっておるんでしょうか。 川端川の拡幅計画で、福田の高校の上、スポーツ公園の下あたりのところまで解決をするだけの、そういう設計ができているでしょうか。
- 下水道課長 川端川の関係でございます。川端雨水幹線についての進捗ということでございますけれども、議員言われましたように現在、測量が完了しまして、JRの下の改修、また水路方向について、各断面等について検討をしているところでございます。

先ほどから出ておりました街路計画の問題もあるということから、将来計画でありました直谷第1雨水幹線との分散方法、また川端雨水幹線への一本化というところからも検討を行っております。8月末、9月末に完成という予定でございましたけれども、こういったことから工期を延長させていただく予定としております。

検討の中でも、この直谷川関係につきましては、通常の雨水排水としての機能のほかにも、現在、農業用水としての専属用水として兼用しております。そういったことから、農業用水としての常時流水があるため、そういった中で運用方法についても検討をしているところでございます。

小林 博議員 当然わかり切った話でありますけれども、これもいろいろ事情を言って次々と 延びるということではたまらないということになるわけです。そういう点で、い ろいろ事情はあるけれども、計画どおり目標年次を決めて進めていただきたいと いうことであります。被害が毎年何回かずつ繰り返されておりますので、もう我 慢の限界を超えていくということになってしまいます。ぜひ急いで進めていただ きたいと思っております。 そういう状況ではありますけれども、現在の水の出方を見ておりますと、高校の上のあの2本の水路を、例えブロック1枚分ぐらいでも水路の壁のかさ上げが必要ではないかとか、そんなことも地元の方、近くの方も言われておるわけです。家のあるところについてはそういう心配もあるのかなと思いますが、その点についてはいかがですか。

- 下水道課長 水路のかさ上げ等の工法的なものにつきましても、現在、川端雨水幹線の計画の中で検討させていただきたいと思います。
- 小林 博議員 わかりました。それらがぜひ早く発表できるように求めておきたいと思います。次に、避難準備のあり方ですが、市川の水位が神崎橋のところで基準水位に達すればもう避難準備情報ということで、非常に大きな範囲での避難準備の勧告が出る。それをテレビや新聞で報道すると、もう全国で福崎町、福崎町ということで、大変心配をされるということになるわけなんですね。台風4号では、むしろ七種川のほうが急に水位が上がって、非常に危険な状態であったと思うわけです。避難準備勧告等のマニュアルで言えば、市川、七種川、雲津川だったですか、その三つが計画の中に入っておるのですが、台風4号のときにはどうだったんでしょうか。七種川の基準水位も見て、観測をして、そしてそれに沿った避難準備勧告も出たんでしょうか。
- 総 務 課 長 避難勧告等発令の判断基準につきましては、議員がおっしゃいましたように判 断伝達マニュアルというものを定めまして、その中で基準を定めて避難勧告等を 発令しております。

今回、七種川のほうが危険だったのではないかということにつきましては、今回、川の監視体制が十分でなかったということが原因かと思います。これが今回の反省点であります。

小林 博議員 いろんな計画があるわけですね。防災についても防災基本計画についての基本 計画があり、避難勧告にはそういうマニュアルがつくられておりしてても、余り 計画がたくさん膨大でありますと、いざというときにそれが使えないということ になりますと、これは何のためのマニュアルかということになってしまうという ことですね。ですからそういう点で、まず状況をよく把握して、そしてそれをう まく使っていくということ。これが必要かというふうに思います。マニュアルに 入っていたということで、それを確認させていただいて、一つはそうなんですが、 その実行方をぜひ求めておきたいと思うわけです。

次の災害問題についてはいろいろ言うことがあるのですが、その絡みもありますので、次の教育のところで書いておりますところの問題の、2番のところを先に行きます。

雨が降りますと、学校のグラウンドからの排水が非常に大きな水害の原因になるということであります。高等学校の排水がいつも問題になるように、あの踏切の周辺でいつもあふれる原因の一つにもなっておるということでもありますから、そういうことがある。

あるいは高校だけでなく、町立の小学校や中学校からの土砂の流出で付近の水路が埋まってしまうとか、あるいは排水路が十分でないために水があふれるというふうなことが起こっておるわけです。そういうことの対策が要るのではないかと思います。そういうことについての苦情もよく聞きますので、まず土砂の流出防止のために、例えばグラウンドの周囲に芝生をずっとはるとか、いろんな方策が言われますけれども、そういう検討がされておるのかどうかということ。それから、特に排水の問題では西中のグラウンドからの排水路が、学校の横を通って、南側の水路を通って東へ向いて川に向かうという、その水路ですが、途中で水路

幅が半分ほどになってしまっているということなんです。なぜそういう事情になったかというのは、今となってはよくわからないけれども、学校からの排水で水が流れるという排水路でありますから、それが川に行くまでに田んぼ1枚か2枚残して、もう水路幅が半分になってしまっているという状況ですね。これがなぜ起こったのかというふうなことを今から究明しても大変でありますけれども、とりあえずこれを改善すると。学校の排水はそこで水路として川に行き着くまでちゃんと広げるということをやってほしいと思うのですが、いかがですか。

学校教育課長 学校グラウンドからの土砂流出でございますけれども、議員ご指摘のとおり、 豪雨時にはグラウンドから土砂が流出しているところがあることは認識しており ます。これに対しまして抜本的な対策が取れていないというのも現状でございま す。

土砂流出防止対策としましては、今、議員も言われましたように、グラウンドの周囲に芝をはるとか、あるいは枕木を設置するというようなことも考えられます。このような方法について調査研究をしまして、検討を進めていきたいと思います。

まちづくり課長 今、議員ご指摘の西中の東側におきます水路断面の変化不備というところでございますけれども、上流側で約50センチか60センチだったかと思います、水路幅員。それに伴い、接続します下流水路がその半分程度の断面ということで、不備であることは認識しております。

これらを整備しますには、用地の問題等も絡んでこようかと思います。それら調整しながら、事業化に向けた取り組みができればというふうには考えております。

小林 博議員 現地はまちづくり課で見ていただいて、既にもう写真等も撮ってされておると思いますので、それらが学校からの排水の解決ということで、そういう形での取り組みを進めていただきたいと思います。その点については今、西中のことで言いましたけれども、他の部分についてもまたよく検討をされて、そうして解決すべき課題があれば取り組んでほしいということを言っておきたいと思うんです。教育長、そういう点では各学校の改めて点検方を求めておきたいというふうに思います。

それから、通学・通園の安全対策については、これまで各議員さんからたくさん質問も出ました。私も同様の感を持っておるわけであります。区長会からの要望を見ましても、例えば西谷のところの横断にいたしましても、もう長くずっと出ておるなというふうな感じもするわけですが、町としてそれぞれいろんな取り組みをやられて、全体としてできるところはやられておりますので、そういう努力も深めつつ予算配分もしてほしいと思っております。日暮れが早く、防犯灯等の充実も――「消えている」とか、あるいは「さらなる充実を」というふうな要望も夏ごろから聞くようになりました。それらについても要望があれば、解決の方向で進めていただきたいと思います。

最近聞きました、電気が消えておるという問題については、住民生活課のほうで対応をして、全部ついたということで喜びの返事も聞いておりますので、ちょっと紹介もしておきますが、引き続き適当な管理をお願いしたいと思います。

最後に、入札工事などの問題でありますが、前の議員協議会でいろいろ説明をいただいたわけですが、問題はそれをやっていくだけの役場の体制と資質ということになるわけですが、我々の側からしますと、これらを見守っていく上で、入札に至る経過、あるいは設計の問題、工事監理に至る問題等、そういう書類はたくさんあろうと思うのですが、それらがどこまで公開の対象になっておるのかと

いうことも確認しておきたいと思うわけです。情報公開条例ができたときからそういう問題の基準もつくられておるとは思いますけれども、やっぱり住民監視の対象になっているということも、こういうことの再発防止の一助になるのではないのかと思う観点から、質問させていただいております。いかがでしょうか。

総 務 課 長 情報公開につきましては、福崎町の情報公開条例の第7条に対象となるものが 示されております。この7条に基づきまして処理をさせていただくということで ございます。

先ほど言われました中では、設計書につきましては情報公開しているところでございます。その他、入札とか工事監理につきましては今までそのケースがありませんので、出てきた段階で判断をさせていただくということになろうかと思います。

- 小林 博議員 公開請求が出てきたら判断するというのではなしに、今回のことを契機として、 毎日の工事監理の状況、工事の現場での写真等を含めて、そういう工事監理の問題も含めて、全部もう公開の対象にしますということを当局の側で決めてしまえば、それは一つの抑止力になるというふうに思うんです。請求のあったときに判断するという問題じゃなしに。
- 総務課長その件につきましてはちょっとまだ内部で調整ができておりませんので、調整した段階でまたご返事ができればなと思います。
- 小林 博議員 それでは福永議員ではありませんが、次のときにまた聞くとならざるを得ない ということになります。

この問題でもう1点は、監査委員さんについては大変な業務をされておりまして、ご苦労をかけておるわけで、毎回、監査報告については非常に内容の濃い報告をいただいておりまして、感謝をしておるわけであります。

しかし、こういう事件が起こった後、監査関係のものを読んでみますと、重要な問題として工事監査というのがあるようです。それで、大きな町では工事監査という仕組みができておりまして、そして監査委員が外部に委託することも含めて工事監査をシステム化しているという、そういうことがあるわけです。

福崎町についてはどのようにやられているかということは、監査委員にお聞きをしたいわけですが――きょうはやめておきますが、もしそういうことが、まだ工事監査と銘打ってその仕組みができておらないとすれば、そういうことも含めて検討していただいてもよいのではないかというふうに思います。そんな点で問題提起をしておきますので、監査委員会等にまた伝えていただいて、「こんな意見が出ていました」ということで伝えていただいて、検討していただければと思います。問題提起です。

あわせて、これだけ重要な任務が重なってくる監査委員でありますので、その 任務の大きさに比べて待遇がどうかということになるわけでありまして、これは 前からよく問題になるわけですが、監査委員の報酬。これらは大幅に引き上げて、 そしてよい仕事がしてもらえるような、そういう体制も整えるということもあっ てよいのではないかということも、これは当局にちょっと述べておきたいと思う んですが、いかがでしょうか。

副 町 長 監査委員の権能等につきましては、今までの財政執行管理等から、そういった ようなもの――成果主義でありますとか、公会計制度におけるようなものも含め まして、範囲が広がっております。そういう関係も含めまして、監査委員の権能 が非常に強化されたということもあり、それらに対する部分の報酬については、 これはもう検討は加えていかなければならないというようにも思っております。 いずれにいたしましても、そういった事柄について、それぞれ内部で検討しな がら、監査委員にも報告をし、なおかつその中におけます分野についての今後の 方向性も含めて検討を加えていきたいと、このように思っております。

小林 博議員 最後に、前回質問と書いておりますが、コピー料金と書いておったわけですが、 これは前回質問その後ということで、けさ来ますと書類が置いてありましたので、 答えが出ておったなということであります。

これが安いというんじゃなしに、世間並みにということで、私も前に質問したわけで、そのように書いてありまして、一応、世間並みにしていただいたということで、宮内議員にも納得していただける数字ではないかと思っておるわけであります。

ありがとうございました。終わります。

長 これで、小林 博君の一般質問を終わります。

以上をもって通告による一般質問の全てを終わります。

これにて、第446回福崎町議会定例会の日程を全て終了いたしました。

よって、閉会することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議

第446回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月10日に招集され、本日までの18日間にわたり、本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、本当にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重なる審議によりまして、 それぞれ適正・妥当なる結論づけをいただき、また議事の運営につきましても格 段のご協力をいただき、まことにありがとうございます。

この間、町長を初め理事者の皆様の議会審議における協力に対し、深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては今後、町政の執行に十分反映されますよう強く要望するものであります。

いよいよ秋の深まりを感じる爽やかな季節を迎えますが、どうか皆様方におかれましてはくれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

長 閉会に当たりまして一言、挨拶をいたします。

非常に長い間の期間を要してこの議会に参加をして、たくさんの議案を熱心に 審議し、しかも結論を出していただきましたことに、深くお礼を申し上げます。

私は冒頭の挨拶で次のように述べました。これは日本だけではなしに、世界的にそうだという意味で申し上げましたけれども、「今、新自由主義が国際的にも国内的にも大きな影響力を持っている」と。「このせめぎ合いの中で国も世界も動いている」ということをいたしました。したがいまして、「本町の決算の審査においても、そのせめぎ合いがどのようになっているのか、十分検討をしていただきたい」という意味のことを申し上げたわけでございます。

1 町の小さな会計ではありますけれども、そこに流れている精神はまさに世界的に大きな潮流の葛藤であるということは、この審議を通しまして私は痛いほど知ったわけでございます。

地域主権改革一括法案というのが出てまいりまして、議員さんからも「国と町は対等になった」と、このように言われております。しかし実態として、議員さんもひっくるめまして、それがその他のとおりだというふうに理解されておられる方は、そんなにないのではないかと思います。

町

私たちは上級の条例、あるいは法律に逆らって私たちの施策を進めていくということは不可能であります。そういった意味からは経験豊富、あるいは規模的に大きな国・県のご指導を仰ぎつつ、福崎町の現状を見据えて、町政を運営していかなければならない。これはどなたがそれを担当されたとしても、それをくつがえすことはできないというふうに私は思っているわけでございます。

そういった意味からは、この議会の間の政治の動きは、世界的にも大きく、国内的にも大きいものがございました。政党の関係で言えば自民党、民主党、そして維新の会というふうなところが、大きく変化をいたし、新しい党首を決めて出発するというふうになりました。この結果が国政に影響を与えないということは絶対ないと思うわけであります。そうなりますと、そうした動きの中で地方の自治体も動いていかなければならないというのは、これは現実的にものを見れば、そのとおりであります。したがいまして私たちは、そういう動きにも目を見据えながら町政運営に臨みたいと、このように思っているわけであります。

私は常々言っておりますように、町政の仕組みは、私は「町民のいのち・くらし・人権をしっかりと守ることに重点がある」と、このように思っております。しかし新自由主義の立場は必ずしもそうではありません。物事は矛盾の中で、葛藤の中で動いているというのが現実であります。そうした葛藤をどのように捉えていくか、議員の皆さんとも切磋琢磨しながら町政運営に臨んでまいりたいと、このように思います。

たくさんの要求が出てまいりました。私もそれは一つでも多く実現をしたい、立てた計画は一つでも多く実行したいというのが、それは議員の皆さんも、執行者の私たちも全く同様であります。しかし執行する場合には、国、県あるいは世界の経済の状況のもとで、資金運営はどうするのかという問題は必ず出てくるわけであります。お金があって実行していないということはないと思います。出てきたお金はちゃんと予算を組んで、しかも皆さんに相談をかけながら、予算案として提案をしつつ、そして賛同を得ながら前へ進ませていただいているわけでございます。この姿勢は今後も変わることはありません。そういう中で皆さんのご意見をしっかりと聞きながら、これからも町政運営に当たってまいりたいと考えているわけでございます。

さて、秋まつりが近づいてまいりました。屋台はその地域のコミュニティの中心でありますし、屋台をシンボルにしながら和気あいあいの歓声も渦巻くと、このように思うわけでございます。どうか公私にわたって健康に留意されながら、ご活躍されますことを祈念いたしまして、お礼の言葉とかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

長それでは、これをもちまして閉会といたします。

どうもお疲れさまでございました。

議

閉会 午後3時10分

-47-

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成24年9月27日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 東 森 修 一